

令和7年第5回矢掛町議会第3回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和7年9月3日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午後 2時38分

3. 議員の出欠状況

| 議席 番号 | 氏 名 | 出欠等 の 別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠等 の 別 |
|----------|---------|------------|----------|---------|------------|
| 1 | 土 井 俊 彦 | 出 | 2 | 昼 田 政 義 | 出 |
| 3 | 福 田 京 子 | 出 | 4 | 岸 野 榮 治 | 出 |
| 5 | 田 中 輝 夫 | 出 | 6 | 原 田 秀 史 | 出 |
| 7 | 小 塚 郁 夫 | 出 | 8 | 石 井 信 行 | 出 |
| 9 | 花 川 大 志 | 出 | 10 | 浅 野 毅 | 出 |
| 11 | 川 上 淳 司 | 出 | 12 | 土 田 正 雄 | 出 |



4. 説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長 | 山 岡 敦 | 副 町 長 | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長 | 山 部 英 之 | 総務防災課長 | 稲 田 欽 也 |
| 企 画 課 長 | 平 井 勝 志 | 財 政 課 長 | 松 嶋 良 治 |
| 町 民 課 長 | 佐 藤 澄 江 | 税 務 課 長 | 守 屋 裕 文 |
| 健康推進課長 | 小 川 公 一 | こどもみらい課長 | 楠 木 貴 子 |
| 福祉介護課長 | 片 岡 崇 | 産業観光課長 | 池 田 敏 之 |
| 建 設 課 長 | 渡 邊 孝 一 | 上下水道課長 | 丹 下 裕 之 |
| 教 育 課 長 | 西 山 弘 之 | 会 計 管 理 者 | 松 嶋 良 治 |
| 建 設 課 参 事 | 黒 瀬 純 一 | 病 院 事 務 長 | 坪 田 芳 隆 |
| 介護老人保健施設事務長 | 小 出 優 子 | 総務防災課長代理 | 立 川 人 士 |
| 財 政 課 主 幹 | 小 出 健 司 | | |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 妹 尾 一 正 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 一般質問 8番, 9番, 11番, 6番, 5番, 12番, 2番, 1番, 4番, 7番



午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 8番, 9番, 11番, 6番, 5番, 12番, 2番, 1番, 4番, 7番

**○議長（浅野 毅君）** 日程第1, 一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は10名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

まず、8番石井信行君、お願いします。8番石井君。

**○8番（石井信行君）** 議席番号8番日本共産党の石井です。質問に先立って、ロシアによるウクライナへの侵略とガザ地区へのイスラエルのジェノサイドに断固抗議をして質問に入ります。質問は通告どおり2つ用意しています。

1つ目、不登校について、まずお尋ねをします。矢掛町の小・中学校の不登校児童生徒数は10年間平均で毎年17.7人規模で推移しています。2020年は20人、2021年は18人、2022年は19人、23年は25人、24年には32人と近年特に増加傾向にあります。

全国調査を見ても毎年4万人から4万5,000人の規模で不登校児童生徒が増えています。コロナ禍以降は毎年5万人規模で増えています。

矢掛中学校の不登校の出現率を見ると、令和2年度は全国平均が4.09なのに矢掛町は5.49、令和4年度には矢掛町が5.49なのに対して全国は5.94と交錯しながらも双方ともに上昇してきています。令和6年度は矢掛町が6.64——中学校の場合ですが、全国は6.7、それから令和6年度は全国ちょっとわかりませんが、矢掛町では8.7にちょっと上がっています。

このような状況になっている不登校の原因は何が考えられるのか、お尋ねをします。

私は、全国一斉学力テストの順位競争で点数による評価が最優先され、学校の中で将来の希望が語り合えないと感じる児童生徒が急増しているのではないかと考えます。学校に行けなくなった児童生徒は、学校に行けない自分を責め続けている面があります。

不登校と自殺との関係を指摘する精神科医や研究者も多数あり、不登校問題を命に関わる問題として取り上げるべきではないかと考えています。

ここにお示しする資料は、令和6年、これ暫定値ですが小中高生の自殺者数年次推移です。警察庁の自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室による作成されたものです。過去45年に遡っての統計資料です。

45年前は昭和55年ですか。小中高生の自殺者数は1年間に300人でしたが、45年経った今では年間527人と1.76倍に増えています。

この統計は不登校に起因した自殺と指定しているわけではありませんが、昨年ですか、文部科学省によって作成された不登校児童生徒の不登校原因調査分析に次の項目がありました。不登校を経験した児童生徒、若しくは、現在不登校に陥っている児童生徒からの聞き取り調査として、自殺を考えた・未遂だが自殺をしようとしたという項目に多くの児童生徒が、そう思ったと回答しています。

彼らは真面目で物事に真剣に取り組んできた結果、どうにもならなくて家に引きこもる。フリースクールには行くが、学校には行けない。時々学校の保健室や心の教室に行けるけれど、元の教室に帰って学習に励むことができないでいます。

私も現職時代に自傷行為の我が子を目の前にした母親から、どうしてもやりようがなくて抱きしめるのが精一杯だったって話を聞かされたことがあります。

これ五月雨登校といいますか、時々行ったり行かなかったり五月雨登校を繰り返す児童生徒を含め、一人ひとりの児童生徒や親に寄り添える教職員の配置、それから待遇改善が緊急に求められているのではないかと思います。教育長のお考えをお伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 8番石井議員の不登校問題についての御質問についてお答えいたします。

石井議員の御指摘のとおり、不登校児童生徒数は全国と同様、本町においても増加傾向にあります。その不登校問題の要因として何が考えられるかという御質問でございますが、人間関係の不安、学業への不応、生活リズムの不調、不安・抑うつ、その他さまざまな要因、複合的な要因があるとされています。

また、不登校を自殺との関連、命に係わる問題として取り上げるべきではないかという御指摘についてでございますが、関連性がないとは言えませんが、自殺の要因についても複合的な問題によるものだと考えられますので、私は、現在行っております全ての児童生徒を対象にした安全安心の学校づくり、関係機関と連携した不登校対策事業を継続していきたいと考えております。

石井議員御指摘のように、不登校の状態が長期化すると孤立感とか自己肯定感の低下などを生じさせる場合がございます。このような児童生徒の心のSOSをいち早く把握するよう教職員が保護者の方々とも連携を密にして児童生徒一人ひとりに寄り添い、きめ細かな対応ができるようにしております。

現在、町内の小学校では一人一台端末を活用し、児童が自分の心の状態を天気マークで報告する心の健康観察を実施しております。児童の悩みを早期発見、早期対応できるようにしております。中学校でも毎朝の健康観察で同様の対応を行っております。また、中学校では毎学期必ず教育相談を実施しております。併せて学校では、子どもの自殺予防に関する指導、命を大切にする安全教育等も実施しております。このような教育活動をバランスよく展開していくことが重要であると捉えています。

今後も、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職との連携や教育支援センターひまわりの家など地域支援体制の強化を進め、子どもたちの心のケアに積極的に取り組んでまいります。

教職員の配置については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのほか教育支援員の配置にも力を入れて取り組んでおります。支援員の勤務希望に応じた柔軟な勤務体制を整えるほか処遇の改善にも努めております。

“子どもたち一人ひとりが持っている才能や興味を見つけて、それを最大限に伸ばしていくこと、そして、子どもたちが自分の人生を幸せに送り、社会の中で自分の役割を見つけて活躍できるようにサポートしていくこと。”これは、学校における生徒指導の目的です。これを私たちは今一度確認、共有して子どもたちの指導に当たりたいと考えております。

不登校の子もそうでない子もみんな同じように愛情をもって接すること、「おはよう」とか「おかえり」と声を掛けること、温かく見守ることが、子どもたちの成長につながります。

以上、私の思いを述べさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** さまざまな面から原因について答弁いただきましたが、それらのこのサポートが親や児童生徒の内面に届ききれていないのではないかとというのが現状ではないかと私は思っています。

子どもたちの状況を見ると、不登校の子どもたちは、無気力とにかく無気力、やる気の無さ、体が動かないという症状がもうどの子にも共通して出ています。

全国で50万人に近い児童生徒が、学校が安心して過ごせる場所でなくなっているという事。この事は非常に重要な事ではないか。これは教育学部であってもですが、教師志望大学生の激減、それから教職員の精神疾患患者数の高止まり傾向、この数字などを見ても今の学校が学び合う喜びや共に成長し合う喜びを児童生徒だけではなくて、教師自身にも感じられなくなりつつあるのではないかと私は考えるのですが、再度教育長のお考えをお伺ひします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 石井議員の御指摘ありがとうございます。いま、御指摘をいただいておりますように、教職員は、本当に本当に頑張ってくれています。そして、昔の従来の一斉指導という指導方針を、現在では個別最適な学習・協働的な学習に展開しながら一人ひとりの良さを伸ばしていこうという、そういう取組を文科省を中心にこの矢掛町でもいま取り組んでおります。

現在、中学校でも一人一台端末を活用しながら、予習を重視して、そして学校では共同学習、具体的に言いますとグループ学習をしながら友達と共同して学習を進めていく。そういうような学習体制の中で一人ひとりの自己肯定感を認めながら学習を進めていく。そういう中で自分のやる気を伸ばしていこうとそういう取組をしております。

また、心の教室という別室、教室以外の別の教室の場で学習をする、そういうふうな取組をいま町内でも取り組んでおります。矢掛中学校、そして1つの小学校でも取り組んでおります。

そのようなことをしながら、一人ひとりの良さを見付け、伸ばしていこうとしております。さまざまな改革を進めながら、寄り添いながら、教職員も指導をしております。

この夏季休業中には、7月の下旬には不登校のそれぞれの学校の担当者が集まりまして、どのように指導していったらいいかということで研修を行いました。その際には岡山県の教育委員会の方からも生徒指導の基本原則について、そして不登校対策支援に当たる場合の留意点等について御指導いただきました。

また教育支援員についても、8月の下旬に研修会を行いました。特別に配慮を要する子どもたちにどのように助言をしていったらいいか、寄り添っていけばいいか、そのようなことについて私達、教育・子どもたちの指導に携わる者は研修を常に努めております。

このようなことを積み重ねながら、一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもの可能性を伸ばしてやれるよう指導力向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** いま、個別最適化ということを文科省も言ってるって言われたんですが、私、個別最適化ということにちょっと疑問を持っておりまして、学校教育の制度と別建てなんです、今の放課後児童クラブ、ここへ行ってみますと、もう学校とは全く違う子どもたちの生の姿が、もろに出

ています。

例えば指導員に悪態をついたりだとか、叩いたりとか蹴ったりとかってということが日常的によく見られる。私も現職の時に何遍も見ましたが、教育長、実際にこの足を運んで実態を見ていただけないか。そして、支援員の方々の犠牲的精神だけでは到底この生活、自分たちの生活維持も健康維持もできないのではないかとこのことを見ていただきたいと思います。

足を運んでいただけないか。ボランティア精神だけではとても子どもたちの本当にサポート、一人ひとりに寄り添ったサポートはできないのではないかと感じていますが、教育長のお考えをお聞かせください。

**○議長（浅野 毅君）** ちょっとお待ちください。支援員、学童保育の話されてましたよね。

〔8番石井信行君「はい」と呼ぶ〕

**○議長（浅野 毅君）** 当初の質問の要旨にはなっておらなかったんですが、どういうことですかね。もしかあれば、もう最後の3番目の質問で教育長にお願いして、特別に。

〔8番石井信行君「はい。お願いいたします。」と呼ぶ〕

**○議長（浅野 毅君）** 教育長、すみません。

**○教育長（山部英之君）** 御指摘ありがとうございます。昨年度も教育委員の現地視察ということで、実際に児童クラブですか。学童保育のほうも視察をさせていただきました。そのようなこと、その時の子どもたちの実態等も見せていただきました。

今後も学校の教室での様子、そして学童保育等の様子、いろんな場面を見せていただきながら子どもたちのより良い成長について、また研修努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** 生の子どもの姿が一番よく出ていると思って、そのことを最後に取り上げさせていただきました。子どもたちも先生方も指導員の方も、それから保護者の方もやっぱり瞳を輝かしたり命を輝かせて、お互いが成長し合えるっていう学校や教育そういうものを求めて、次の質問に移ります。

地球温暖化対策について、お尋ねをします。昨今の異常気象、命に関わるような警戒情報が出続けております。日中外で何かするにはかなり気を引き締めて掛からないと身の危険を感じるように思います。熱中症で搬送されたという人の話をよく聞きます。

コメや野菜が高温障害でまともに育てられなくなったり、線状降水帯の頻発で洪水や土砂崩れなどの災害が日本国中のあちこちで起きています。気温40度超えが日常になりつつあります。

7年前の西日本豪雨災害。これも線状降水帯の一部だったのではないかと私は思いますが、とうの昔の出来事になっておりますが、いつまた来てもおかしくない状況です。気候変動、温暖化現象は、生活基盤の根幹を揺るがしていると思います。

そこで、地球温暖化対策として矢掛町の今後の方向は、省エネと再エネで再生エネルギーの中でも太陽光発電を中心にした取組を引き続き推進、追求していくと思われませんが、以下の3点についてお尋ねをします。

太陽光パネルの新設と同時に耐用年数が過ぎた修復時にも、補助金制度を設ける必要があるのではないかと。

2 つ目、国も県にも太陽光パネル設置規制の法律条例がほとんどなく、景観を損なう問題や土砂災害への補償責任、所有権転売による保証責任逃れなどを許さないための条例制定や法律制定を早急に国・県に求めていくべきではないかと思いますが、どうか。

それから3つ目、電力の買取り料金は、以前に比べて大幅に下がっており、設置費用の回収計画が立てられず、設置自体ができないという声をよく聞きます。県や国との連携によって、電力会社との買取価格交渉のできる場を作らないと太陽光発電を中心にした温暖化対策は前に進まないのではないかと考えますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

**○議長（浅野 毅君）** 町民課長。

**○町民課長（佐藤澄江君）** 8番石井議員の御質問、地球温暖化対策について、町民課からお答えいたします。

今年度、町民課では“矢掛町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）”の策定のため、町民の代表や町内業者の方、議会からは石井議員、田中議員にも委員として参加していただいております矢掛町地球温暖化対策推進協議会において計画の内容について審議していただいているところでございます。7月に第1回会議を開催し、今年度に今後2回の会議を開催する予定でございます。

1つ目の太陽光パネルの撤去・廃棄の補助制度を設けてはとの御質問ですが、全国的に太陽光パネルが普及してから数十年が経過し、パネルの撤去・廃棄について全国的にも問題となっているところでございます。

太陽光発電は、再生可能エネルギーとして地球温暖化対策の役割がありますが、FIT制度——固定価格買取制度によって売電目的で設置された方が、当初は多かったのではないかと思います。営利目的での事業としては、撤去まで含めた事業計画を考えることが本来の形であると思いますので、基本的には自己負担での撤去・廃棄をするべきであると考えます。

町単独での補助制度は現時点ではございませんが、今後の国や県・民間の動向を見ながら、活用できるものがありましたら検討したいと思います。

2つ目の御質問については、議員のおっしゃいますとおり太陽光発電施設の設置に関しては景観破壊や土砂災害、補償責任の所在など多くの懸念がございます。

岡山県では令和元年10月に岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例を制定し、土砂災害警戒区域などの設置に適さない区域に設置する場合や出力50キロワット以上の施設は事前届出を義務付けています。

国では令和5年に安全面、防災面等に対する地域の懸念を解消するため説明会の開催等の周辺地域への事前周知をFIT制度——固定価格買取制度・FIP制度——市場価格に対して一定のプレミアム、補助額を上乗せする制度の認定要件とする措置や関係法令に違反した場合にFIT・FIP交付金を一時停止する措置を盛り込んだ法律ができました。

しかしながら、景観への規制や土砂災害への補償責任、転売など全ての課題への対応はできていないのが現状でございます。

3つ目の御質問について、電力の買取価格はFIT制度——固定価格買取制度が始まった2012年——平成24年ですが、その時には1時間消費した時の電力量1キロワットアワー当たり42円でしたが、今年2025年には約15円と3分の1程度の単価になっています。

国や県と連携して電力会社との買取価格交渉をする必要があるのではないかとのことですが、買取価

格は調達価格等算定委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が決定しているそうです。国民の負担を考慮しつつ価格設定されています。

地球温暖化対策としては、太陽光発電施設が増えていくことが重要ではございますが、売電目的の太陽光発電の推進ではなく、自家消費型太陽光施設で自宅や会社の電気代を減らす方法や P P A —— 電力購入契約やリースといった初期投資を抑える方法など売電目的以外の方法を提案・検討していただくことが必要ではないかと考えます。

また地球温暖化対策として、太陽光発電だけでなくエコキュートや蓄電池、窓断熱など省エネ設備の導入や電気自動車への乗り換え、またハード面だけではなく、節電や公共交通の利用、ゴミの削減など住民一人ひとりの省エネ行動を促し、生活スタイルを改善していくことも必要であると考えます。

町では、スマートエネルギー導入促進補助金交付事業があり、エコキュートや蓄電池、窓断熱、電気軽自動車などを導入する個人の方に補助金制度がありますので活用いただけたらと思います。

今年度策定する地球温暖化対策実行計画(区域施策編)にも反映したいと思いますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長(浅野 毅君)** 町長。

**○町長(山岡 敦君)** 石井議員の御質問、地球温暖化対策についてお答えさせていただきます。

まず、矢掛町地球温暖化対策推進協議会に議会から石井議員、そして田中議員にも委員として入っていただきました。矢掛町地球温暖化対策実行計画、これは区域施策編ですけれども策定のために御審議いただき、ありがとうございます。

先ほど、担当課長が地球温暖化対策の現状をお答えさせていただきました。御指摘のとおり、太陽光発電には再生可能エネルギーとしての地球温暖化対策の役割がございます。

太陽光発電施設の設置につきましては、乱開発を避けるための適切な場所の選定と開発計画の策定、稼働音ですとか電磁波、反射光等に対する住民や周辺環境への配慮、防災、安全、環境保全、景観保全等に関する対策やそれから近隣の方々への配慮など安全の確保を十分に念頭に置いて考えていかなければなりません。町といたしましても、必要に応じて法令にのっとって適正な指導をまいります。

また、これにつきましては、全国町村会から政府に対して、太陽光発電の立地について地元自治体との協議や地域住民への説明プロセスを認定手続きに位置付ける等不適切事例の発生防止を徹底すること、また、地域における環境保全、防災の観点から保安規定の届出など地域の実状に配慮した事業の実施を徹底させることを政府に対して要望しているところであります。

また、太陽光発電設備の廃棄処理責任ですけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によって営利目的での事業としては太陽光発電事業者等にあります。国では令和4年7月から将来の廃棄等費用を積み立てる廃棄等費用積立制度、これが創設されています。基本的には、事業者の責任で撤去・廃棄をされるべきものであるとは思いますが、一方では政府は太陽光パネルのリサイクル義務化を断念する方針を固めた旨の記事が先月28日の山陽新聞に掲載されておりました。太陽光パネルの更新時の扱いと併せて、今後の国の動向にまずは注意を払っていきたいというふうに思っております。

電力の買取価格につきましては、F I T —— 固定価格買取制度が始まった2012年、ここと比べまして今年2025年には3分の1程度の価格に下がっています。

先ほど担当課長も発言させていただきましたが、買取価格は中立の調達価格等算定委員会の意見を尊

重して経済産業大臣が決定しております。国民の負担を考慮しつつ価格設定するとされております。今後も国の動向も注視し、適切に対応してまいりたいと思っております。

それから、地球温暖化対策として、太陽光発電施設が増えていくことが重要ではございますが、これからは、売電目的の太陽光発電の推進というよりも自家消費型太陽光施設で自宅やそれから会社の電気代を減らす方法でありますとか、PPA——これは電力購入契約となりますけれどもそれとカリースといった方法で初期投資を抑えていくなど売電目的以外の方法を検討していくことも必要であると考えております。

また、年々技術も進化しております。軽量で柔軟性に富むペロブスカイト太陽電池でありますとか、それからポータブル電源、蓄電池、折り畳み太陽光パネルで構成される移動式の太陽光発電設備など新技術に係る情報収集に努めてまいりたいと思います。

今年度策定いたします地球温暖化対策実行計画もございますので、今後とも御意見をお聞かせいただければというふうに思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。丁寧な答弁、大変ありがとうございました。

私は、ある雑誌で群馬県上野村人口1,100人ですが、黒澤八郎という村長さんが、自分たちのまちづくりの中心に地球温暖化対策を位置付けるということで、私達の村では森林資源を生かしたバイオマスを中心にした取組の中で、自分たちの自治体が率先してやらなければ一体誰がやるんだということを書いておられました。自治体のまちおこしを温暖化対策を中心に行っているわけですが、矢掛町も脱炭素の先進地域になる必要があるのではないかと私は思います。

何を切り口にするのか。大変難しいんですが、自分たちの使う電力は自分たちのまちで、そして自分たちの食べる食料は自分たちのまちでは切り口にならないか。再度町長のお考えを教えてください。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 御質問いただきましてありがとうございます。

先ほど群馬県上野村、バイオマスですね、非常に先進的な事例を残されているということをお伺いいたしました。確かに地球温暖化対策ですね、脱炭素、これは非常に重要なテーマでありまして、私どもとしても自分たちができることは何かということは常にやっぱり追求していかなければいけないというふうに思っております。

それでですね、太陽光発電はですね、転売されたりといたりですとかそれから不法投棄とかそういった問題もあります。まず、こういったことに関しては、いま役場のほうにそうした悪質な例がですね、持ち込まれたことはないんですけども、そういう事例が発生しないように、特に不法投棄等については注意して厳重に注意していかなければいけないというふうに思います。

いずれにしても、先ほどのですね、委員会もございます。そこでもうしっかりと議論をさせていただいて、矢掛町で一体何ができるか。先ほどの上野村、バイオマスということなんですが、非常にその森林資源に恵まれた地域であろうかと思えます。私どもの所とちょっと地域性が違うのかなというふうにも思えます。矢掛町で本当にじゃあ何ができるのかということですね、これから追求していきたいと思っておりますので、委員会での御審議のほうもどうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。さまざまな考えをしていただいているということで、大変これからも大

いに論議していきたいと思うんですが、この矢掛町が地球温暖化対策の先進地域になるという。どの自治体もなんですが、そういう必要にいま各自自治体が迫られているのではないかと。そうしないと、私達がこれから生きていけないんじゃないかという思いが私ありますので、町民一体になって、この温暖化対策に取り組んでいこうという呼び掛けをして、最後の締めくくりにします。

これで、私の質問の全てを終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きますので、9番花川大志君、お願いします。花川君。

**○9番（花川大志君）** 議席9番花川でございます。通告に従い、質問事項、矢掛町立地適正計画の策定の意義とその進捗概況、またその推進結果は、我がまちと我々町民にどのような成果物、利益をもたらすのか。私なりにピックアップした行政課題を元に執行部の見解をお聞きしたく、早速質問に入らせていただきます。

人口減少と少子高齢化が年次ごとに高まる社会状況にあって、我がまち矢掛を後世に営々とつないでいく。つまり、今を生きる我々が将来に備えて取り組む住み良いまちづくりについて、前年度からほぼ1年掛け、あらゆる観点からさまざまな事柄を元に執行部の施政方針をただしてまいりました。

今回お伺いするこの立地適正化計画は、我がまちの最上位計画である第6次矢掛町振興計画に準拠して各種施策を推進すると規定されていますから、まちづくりのマスタープランとも言える上に、行政と町民と民間事業者の協力の元に展開する持続可能なまちづくりの指針と受け止めることもでき、議会としてもしっかりとコミットしていかなくてはならないとこのように考えますので、執行部には、簡潔明瞭かつ前向きな見解の発露を期待いたします。

立地適正化計画とは、平たく説明いたしますと、人口減少と高齢化社会に対応するため、住居環境と医療・福祉・商業などなどの施設や公共のあらゆる機能を、ある一定の場所にまとめて配置することで維持管理費用を抑制し、行政コストを抑えると同時に、町民の日常生活の利便性を高め、コンパクトかつ安心安全に暮らせるまちを創出するため、行政と住民と民間事業者が一体となって取り組むことを目的とした計画であると承知しております。

中山間地域の一郡一町の小さなまちが、今後もこの地に在り続けるには、これは大変重要な取組として行政の責務でもあり、我々町民も理解と協力が必要と思うわけであります。

もっともこれは、所管する建設課管理住宅係の皆さんが、苦心して令和4年度末にまとめられた同計画の内容の説明を受けた範囲での拙い私の認識の一環でありますけれども、現在、振興計画と整合させながら、この立て付けにのっとり、本町行政では予算を伴う施策事業を議会の議決を経て、縷々推進されているところであります。

つまり、議決の段階で議会を通じ、一定の町民合意を得たと理解できるわけですから、ここに行政と町民の協力の上に各種施策に取り組むという規定の遵守が見て取れるわけであります。

このことからいたしますと、重要なのは、振興計画に準拠して立地の適正化を図るという建前のこの計画を広く町民に常に周知することであると私は理解いたします。これは、説明責任を果たすという観点からもとても大切です。

よって、議決機関である我々議会としても、改めて同計画の概要を町民に分かりやすく説明していただきたく、まずは担当課からの答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 9番花川議員の矢掛町立地適正化計画の概要についての御質問に建設課よ

りお答えさせていただきます。

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づき策定される行政と町民・民間事業者が協力して行う、生活利便性の確保や効果的な財政投資による持続可能なまちづくり、都市づくりを進めるための指針となる計画でございます。

御質問の矢掛町立地適正化計画は、アンケート調査や令和 3 年度から 5 回の協議会の後、審議会を得て令和 5 年 3 月 31 日に策定されました。

本計画の対象区域は、矢掛都市計画区域内である矢掛町全域としており、計画期間は持続可能な都市づくりを進めるための計画であることから、20 年間、2040 年度としておりますが、各種施策や事業などの実施状況より計画の進捗を確認し、必要が高いとされる場合はおおむね 5 年ごとに計画の見直しを行います。

矢掛町立地適正化計画では、矢掛町全体の都市活力の維持・向上を図ることを目的としており、矢掛地区——用途地域に相当する区域を都市機能誘導区域に設定しております。また、都市機能誘導区域内に誘導すべき施設として、役場庁舎、病院、認定こども園などを都市機能誘導施設として位置付けました。

さらに、無秩序な市街地の拡散の抑制及び都市機能の利用圏域の人口密度を一定数確保することで都市機能の衰退を招かないことを目的として、居住誘導区域を矢掛地区及び小田地区に設定しております。

矢掛町の立地適正化計画の特色として、居住誘導を一極集中ではなく多極連携とすることにより、農業従事者等の農村部への居住や交通弱者ではない方々のゆとりある郊外への居住など地域特性に応じて多様なライフスタイルに応じたまちづくりを進めてまいります。

また、拠点の都市機能を維持することは、財政や経済などの都市経営の持続可能性を向上させることに加え、高齢者福祉や子育てなどの環境の充実を促進し、行政、民間ともにサービス提供のための投資を効果的に進めることが可能になります。合わせて、都市機能誘導区域周辺の人口密度の維持を図ることにより、矢掛町全体の都市活動の持続性を確保することなど居住誘導区域だけではなく町民の皆様にとってもメリットになると考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 花川君。

**○9 番（花川大志君）** 所管課長から立地適正化計画の概要を御説明いただきました。その中で、本町の特色として人口集積エリアを一極に集中させず、多極連携としているということでありました。

なるほど農業に従事される方々は、御自身のお住まいと田んぼが隣接していれば一年を通じて耕作やほ場管理が簡便であろうと推察でき、地域環境に即したまちづくりは、ある意味一次産業に従事される町民にとって利益と言えるのではないかと思います。

一方、この居住環境に関して、一般の町民の方に目を向けるとどうでしょうか。高齢化が進む我がまちにあって、交通弱者に該当する町民が健全な日常生活を送るには、あらゆる都市機能を、例えば医療、商業、金融福祉などに関する施設が集約された区域に暮らすことが望ましいはずで。

高齢者夫婦や独居の高齢者、また深刻な疾病、病気を抱えた方々など、御本人はもとより、遠方におられる御家族、御親族もそういった区域、つまり立地適正化計画でうたわれている、歩いて暮らせるまちに住居があれば安心されるはずと推察できます。

建設課長の御答弁にありました都市機能誘導区域や居住誘導区域の設置の意義を具体的に表現した、

この歩いて暮らせるまちづくりの実現が、立地適正化計画がもたらす成果物と考えますが、所管課としてはこのことについてどういったまちづくりの方向性をお考えなのか。取組事業が実現するかしないかは置いておいて、将来展望と申しますか、まちづくりの観点からの御見解をお聞きしたく、建設課長の答弁を求めます。

関連して、都市機能誘導区域や居住誘導区域の実施推進について、少子化の現状の中で子どもの育成教育に関する適正な環境整備について問います。

町内7小学校のうち、ある地域の小学校へお子さんを通学させる保護者の御意見として、児童数減少に準じた少人数学級の実情から社会性の育成や教育の平準化、これは複式学級に対する御懸念と思いますが、そういったお声が一定数あることは教育委員会も御存じの筈です。

居住誘導区域の指定は、こういった問題の将来的な解決策の一つではありますが、現在の本町は、もう既に小学校を一つの拠点、あるいはよりどころとして地区が形成されております。

その上で、なお本町を俯瞰すると、多分に都市機能が集約された中心市街地の近辺が、今もそうであるではありますが、最も大きなエリアになることが予見されます。

当然ながら、都市機能が充実しますので、宅地分譲化など開発が進み、準じて若い子育て世代がマイホームを建てる選択意識はこういった場所に向くのではないかと思われ、ある意味これこそが、本計画の成果とも言える一方、そう仮定すると、都市機能誘導区域指定と平行した居住誘導区域の指定に伴う町内7地区の人口密度の偏りは、今以上に大きくなり、いずれかの小学校は極度の児童数減少に見舞われることは火を見るよりも明らかであります。

立地適正化計画を進めていくにつれ、周辺地区小学校の児童数が減っていきはしないか。このことは計画の本旨と矛盾しないかと、私は懸念するのです。

複眼的に見れば、小田小学校のことを考えれば笠岡市・矢掛町中学校組合立小北中学校の存続問題が、まずは優先事項ではありますが、町内7小学校の統合問題は、立地適正化計画に具体的には言及されていませんが、都市機能や居住誘導実施の趣旨に照らせば、先を見据えて取り組まねばならない大きなまちの課題であると私は考えるわけであります。

教育そのものは、教育長部局の所管事項かもしれませんが、まちづくりという観点からしますと、それぞれの点は線で結ばれ、ある意味これは矢掛町行政そのものの取り組むべき課題であると思うわけであります。

他の議員からもこのことは、再々この一般質問の場で議論されたわけですが、まちづくりというテーマに限っては、一本化して取り組むべき問題だと私は考えます。正に立地の適正化です。

そのことも踏まえ、教育課長としての御見解に触れたいと申しますか、お考えの一端で結構ですから話せる範囲で答弁を求めます。

続いて、都市機能誘導区域に関連する事柄について問います。現在、都市機能の中で、大型商業施設が用途地域外の川面・中川両地区の国道沿線に集積している一方で、人口が最も多い矢掛中心市街地には、日常生活維持に必須のスーパーマーケットなどの商業施設の展開が乏しく、特に東町・金谷・西三成の御高齢者や交通弱者の方々には不便な環境となっております。

対象となる方々へのタクシーチケット配付や定額タクシー制度など町行政としての交通弱者への対策は大変有難い取組として、町民に高く評価されていますが、歩いて暮らせるまちづくりへの道のりはまだまだ遠い感があります。

地元商工会との協議も含め、立地適正化計画に照らし、居住誘導区域の進捗とリンクした商業施設誘致等の民間の資本投下を促す何らかの方策を企画することはできないでしょうか。

目的あるいはゴールから逆算して、歩いて暮らせるまちづくりの展開に関して、その実現性の有無にこだわることなく将来の設計図を描くといった観点から、企画課長に御見解をお伺いいたします。

以上、3つの課それぞれに将来予測なり取り組むべき施策事業なり、あるいは反ばくなり、いずれも立地適正化計画の推進は決定している事ですからやっていただかなくてはなりませんので、各課現場リーダーの見解に触れたく一括して答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 9番花川議員の矢掛町立地適正化計画の再質問に、まず建設課よりお答えをさせていただきます。

立地適正化計画の中で目指す方向性として御質問のとおり、歩いて暮らせるまちづくりを掲げております。

既に実施した事業を報告させていただきますと、都市構造再編集中支援事業として令和5年度に都市機能誘導施設に位置付けられる、やかげ西町イベント広場の整備を行いました。当施設は、重伝建地区内に整備された修景建物でもあることから歴史的町並み保全と推進が図られることに加え、商店街のにぎわいを広げ、イベント時には地域住民がおもてなしの主役となれるような施設となっています。また、2階には地域防災施設として備蓄倉庫も備えております。

今後の展開といたしまして、交通弱者の方々への居住環境整備に合わせ、老朽化した町営住宅の集約化が必要であると考えています。

これまでも複数の議員から一般質問等で老朽化した町営住宅の対策について御質問を頂戴しております。現在の老朽化した町営住宅の入居者の状況としては、単身世帯・2人世帯が約9割、平均年齢も約75歳となっており、今後も単身世帯・2人世帯の高齢化、増加が想定されます。

このような状況の中、今後の町営住宅の在り方を考えた時に単身世帯や2人世帯用の住宅の必要性を痛感しており、整備の方向性として考えております。

新たな町営住宅は、一定程度の都市機能や居住が集約しており、公共交通等により周辺地域へのアクセスが可能なことから居住誘導区域に設定している矢掛地区、小田地区を候補地として考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（西山弘之君）** 9番花川議員の再質問について、教育課からお答えいたします。御質問は、立地適正化計画の推進で少人数化が進むことは計画趣旨と矛盾しないか、町内7小学校の統合見通しをどう捉えるかの2点と捉えております。

将来の矢掛町のまちづくりという視点から教育の在り方を一緒に考えていく、大変大切な御指摘だと受け止めております。

まず、本町の立地適正化計画は、人口減少下でも生活サービスとコミュニティを持続的に確保するために都市機能を維持する一定エリアで人口密度の維持を図る考え方に立脚しつつ、地区特性に応じた多様な暮らしの場の提供を重視するもので、この計画自体が強制的に居住を移すというものではないというふうに捉えています。

併せて計画の中では、小・中学校はコミュニティ拠点に必要な施設であることから、都市機能を中心

部へ誘導する誘導施設には位置付けられておりません。したがって、この計画そのものが直接に学校の集約・再編を促す性格のものではないというふうに理解をいたしております。

むしろ、建設課長の答弁にもありましたように、一極集中ではなく多極連携とすることにより地域特性に応じた多様なライフスタイルに応じたまちづくりを進めるといふ枠組みの中で、現在は教育の面では、学校規模の違いに起因するデメリットを少しでも減らすため、ICT機器などの活用による遠隔授業等の実施、複数校による合同授業・交流事業の実施、コミュニティスクール、学校運営協議会の取組を全校で進め、地域ぐるみの教育の実施を進めているところです。

学校は、教育の場であると同時に、それぞれが地域に根ざし、地域の集いの場にもなっております。そうした機能を併せ持つ学校の存在はとても大切なものと感じております。ですが、現実といたしまして、児童数は年々減っており、学校が小規模になることできめ細やかな教育ができる反面、学び合いや社会性の育ちの面での課題など保護者の方々からの御懸念があることは重く受け止めなければならないと思っております。

これは複合的な視点からの検討が必要な問題というふうに捉えておりますので、教育委員会として所管の内容について検討・判断を行いつつ、関係部局と情報の共有・分析を行い、教育とまちづくりを両輪として、丁寧に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（平井勝志君）** 花川議員の再質問に総合的なまちづくりという観点で企画課からお答えいたします。

生活関連の大型商業施設が川面・中川地区の国道沿線に集中し、一方で用途区域である矢掛市街地の商業地区では生活関連の商業施設が減少している、そういった現状でございますが、これは本町に限った状況ではなく全国的な傾向でもあり、都市機能が拡散してゆく中で自動車社会に対応した商業施設の立地が進んだ結果でございます。

現在では多くの世帯が自家用車を所有しており、買物も車を利用する人が多数派となっております。中心市街地では十分な駐車場を確保することが難しい場合が多く、郊外にある国道沿いの店舗では幹線道路からのアクセスが容易で十分な駐車スペースを確保できるため、自動車を利用する顧客にとって非常に利便性が高い施設となることから商業施設の郊外への集積が進んでいるものでございます。

また、中心市街地は用途地域として指定されており、歴史的な景観保全や居住環境の維持を目的とした建築規制が存在します。これに対し、川面・中川地区の国道沿いは、用途地域として指定されていないため大規模な商業施設の建設に対する制約が少ないことも郊外への集積の要因となっております。

近年、高齢化社会の進展する状況下で運転免許返納者数の増加などにより、自家用車による交通手段を持たない世帯が増加し、さらに、地域に点在していた小規模商店も減少を続けるといった状況の中、日常生活用品の買物にも不便をきたしている世帯が増加しているということは、中心市街地という特定の地域だけでなく全町的な課題であると認識しています。

これまでも町では福祉バスの運行やバス路線や井原線の振興対策、また先程、御質問の中で評価いただきましたさまざまなタクシー利用制度など、公共交通の充実に取り組むことで自動車による交通手段を持たない方々の利便性の向上に努めてまいりました。

これらの取組により、一定の成果は果たせていると思っておりますが、現在実施している公共交通施策だけ

で十分であるとも考えてはいません。今後、更に日常生活の移動に不便をきたす方が増加すると思われる。更なる公共交通の充実・強化に取り組むことが必要であると考えています。

また一方で、居住地域の近くに商業施設が存在するという事も多くの町民にとって大変重要な生活の要素だと思えます。

御質問にありました立地適正化計画は、こうした課題を解決するための重要なツールでございます。この計画は、まちの将来像を見据え、医療、福祉、商業、居住といった都市機能の効率的な配置を目指すものであり、特に居住誘導区域と都市機能誘導区域の進捗を連携させることが重要であると位置付けられております。同時に、各地域のコミュニティ拠点の維持や必要なサービスの提供も計画には盛り込まれてございます。

歩いて暮らせるまちづくりという考え方は、交通弱者の方が、徒歩あるいは公共交通等で容易に目的地にアクセスできる快適な居住環境を持つ地域を創出するという目標でございます。

御指摘の課題を解決するためには、都市計画全体を見据えた総合的な対策が求められます。公共交通のより一層の充実と立地適正化計画で示した目指すべき将来の姿の実現に向け、地元商工会や関係機関、各地域の関係者とも協議を行いながら、さまざまな形態での商業施設、商業機能の各地区拠点への誘導を図り、いつまでも安心して快適に暮らしていけるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 花川君。

**○9番（花川大志君）** はい。三課それぞれの課長から立地適正化計画に関して、所管事業に関連する事業や施策について見解を述べていただきました。

社会状況と人口動態に即した住宅施策として、新たな町営住宅の在り方や教育と地域づくりは両輪であるとの見解、また、都市計画全体を見据えた総合的な対策に取り組むとのこと、我がまちの将来像がおぼろげながらもイメージできてまいりました。

答弁をいただいた三課の課長も含め、執行部の各課長方にも所管施策の企画と推進に当たっては、立地適正化計画を有意に活用してまちづくりを進めていただきたい。このように思うわけであります。

そこで、その執行部の先頭に立つ執行権者として、矢掛のまちづくりを総覧する立場から、町長の御見解、その一端で結構ですからこの際、答弁を願いたいと思います。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 花川議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど建設課長、それから教育課長、企画課長から立地適正化計画について、計画に基づき、それぞれ所管する施策について考え方をお話させていただきました。

矢掛町の立地適正化計画におきまして最も重要なこと、それは持続可能なまちづくりの考え方ではないかと思えます。

住居環境だけでなく医療福祉、教育子育て、防災、商業観光などのさまざまな分野の計画がこの立地適正化計画と結び付き、現在策定中の矢掛町第7次振興計画ともつながってまいります。そして、その先の将来をも見据えて考えていくことに努めていかなければならないと思えます。

個々の施策についての考え方は先ほど担当課長がお話させていただきましたが、施設の立地。これは言い換えれば、適地であります社会の変化、それから市場経済のもとでの需要と供給などによって変わっていく。そうした要素が大きいと思えます。

町内を例に挙げれば今年、昭和で 100 年ということになりますけれども、では今から 50 年前の昭和の時代に川面から中川の国道沿いに今のように商業施設が集積することを予想することは困難だったと思います。

また、公共施設の場所も変わりました。今私達がおります役場は昔は矢掛中学校で、中学校の体育館があった場所は文化センターとなりました。昔の役場は、今のやかげ郷土美術館の場所にあつて、今矢掛中学校がある場所、これは昔は池でした。

私は持続可能なまちというのは変化に対応できるまちということではないかと思っております。社会経済情勢の変化や、それから施策の推進による変化は必ず生じるわけでありまして、都市再生特別措置法第 84 条、これは立地適正化計画を作成した場合においてはというものでありますけれども、この中でもおおむね 5 年ごとに施策事業の実施状況について調査分析及び評価を行うように努めるとともに、必要があると認める時は、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものと記されております。

また、今後特に注意しておかなければいけないことは、公共施設の適地を求める際の防災の観点についてであります。南海トラフ地震でありますとか、それから想定をはるかに上回る水害などに備えて、土地の高低差だけではなく地盤やそれから周辺の状況なども含めた精査検討が必要となってまいります。こうした点も踏まえて、矢掛町を持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 花川君。

**○9 番（花川大志君）** これからの矢掛のまちづくりに関して、装置あるいは機能としての立地適正化計画という制度について執行部の方針や見解を伺いました。

本計画で目指すまちづくりの基本理念は、振興計画と同様、町長が申し上げましたが、持続可能なまちであると私は認識しております。

達成に向けた目標の一つである、歩いて暮らせるまちづくりというまちの構造的な課題の克服は、少子高齢化と人口減少等がもたらす我がまちの状況を見ると、出来得る限り取り組まなければならない行政の責務と感じるわけでありまして。よって、同計画が都市計画遂行の財源確保のためのただの装置であってはなりません。

その観点から、私なりに思うまちの課題 3 点を抽出して質問を行ったわけですが、取組課題は災害対処などなど重点項目がまだまだほかにもたくさんありますので、鋭意取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

ただし、これは行政のみならず、我々町民も可能な範囲で取り組むふるさとの維持ですから、わかりやすく参画意識を持てるような立て付けの構築、つまり、我々町民への情報開示と認識の共有をしっかりとやっていただきたいと思うわけであります。

後の世代に、山岡町長が昨年正式に認定された町歌の歌詞にあるように「ああ、やかげ我がまち、心のふるさと」という穏やかで、それでいて思い入れの強いまちへの愛着意識の元に、まずは行政として町長のお言葉にも多少触れておられましたが、柔軟に取り組んでいただくことを心からお願いし、質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで 15 分程度休憩をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** ございませんか。異議なしと認めます。よって、10時55分まで休憩いたします。休憩。

午前10時42分 休憩

午前10時53分 再開

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。続きまして、11番川上淳司君、お願いします。川上君。

**○11番（川上淳司君）** 議席11番の川上淳司です。通告により質問いたします。

まず質問としましては、今年の7月9日、笠岡市・矢掛町中学校組合議会の終わった場において、笠岡市学校適正化計画の説明がありました。北川小学校は、令和12年度から新山小学校に通学するということになるという説明がございました。

矢掛町としましても早急に計画を示す必要があると思いますが、どのようにお考えになっていらっしゃいますか。また、町内の複式学級のある小学校を今後どのように解消しようとしているのかを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（西山弘之君）** 11番川上議員の御質問に教育課からお答えいたします。

まず、このたびの御質問は、児童生徒数の減少が進む中で学校の将来や教育環境の在り方をいかに考えるかを問うものであり、極めて重要な御指摘と受け止めております。

笠岡市教育委員会では、本年4月に笠岡市立小・中学校規模適正化計画を改定し、その中で令和12年度から北川小学校は新山小学校に統合することが示されています。この計画は、笠岡市立の小・中学校を対象としており、組合立である小北中学校には直接の言及はございませんが、その内容は、小北中学校の今後の在り方を検討する上で少なからず影響を及ぼすものとして捉えております。小北中学校の存廃は両市町で協議の上進める必要があり、矢掛町としても児童生徒数の推移や教育活動への影響を十分に分析し、地域の意向を丁寧に伺いながら笠岡市との協議を進めてまいります。

現時点では、十分な検討と調整を重ねた上で方針を定める必要があると考えております。

本年度の町内小学校における複式学級の状況につきましては、美川小学校の全学年と中川小学校の3・4年生で複式学級が生じています。年齢別人口からの推計では、両校とも今後も児童数の減少が見込まれております。

小学校の適正な規模につきまして、文部科学省の手引きでは、1学年2学級程度が望ましいとされていますが、1学年1学級や複式学級を有する小規模校にも教職員のきめ細やかな指導や地域との密接な関わりといった利点があることも示されています。

本町では、令和3年3月の教育総合審議会答申に基づき、小規模校の利点を活かすと同時に、ICTを活用した遠隔授業や合同授業、ふるさと教育など小規模化によるデメリットを補う取組を進めています。

小学校は、教育の場であると同時に地域コミュニティの核でもあり、各校区に配置した地域学校協働活動推進員——地域コーディネーターでありますけれども、これを通じ、学習支援や地域行事、見守り活動など地域ぐるみで子どもを育てる仕組みが根付いています。

学校は、地域の交流の拠点としての役割も有しており、その機能や意義は、地域ごとに特色がありま

す。

したがって、単に児童数だけではなく通学距離や地理的条件、地域の歴史やつながりなども含め多面的に検討しなければならない課題と認識しております。

今後も児童数の減少は避けられない状況です。まずは、保護者や地域の皆様の意見を丁寧に伺いながら慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 川上君。

**○11番（川上淳司君）** 私が一応議員をさせていただいておる以上、議員の立場としましては、住民の不安解消が一番だと思っておりますし、御回答いただく中でやっぱり皆さん考えていただかずにいけん。大人の1年と子どもの1年、どう違うんかっていう部分です。

議員は、4年させていただいてます。だけど子どもは、1学年っていうのは1年で終わりますよ。本当にそこを考えられとるんかなと思って、いつも思うんですけど、考え方が全然違う内容の中で話をしたくないっていうのが一番の思いなんです。やっぱり子どもたちの立場に立って物事を考えちゃらにやいけん。

その部分はやっぱり、もう少し教育課として責任を持ってやっていただきたいっていうのが、お願いでありますし、やっぱりその矢掛町としての立場を早急に示すべきだと思うのが、やっぱり子どもたちの不安を解消してやるのはそういうことが一番大事じゃないかなと思っておりますんで、以前もお願いしてますが、教育審議会を何とか早急に立ち上げて、教育委員さんの言葉をお聞きいただいて会を持つべきじゃないかなというふうなことは思っておりますし、やっぱり笠岡のやり方は、もう要するに住民説明に入っております。ですけど、当然矢掛のどこにもまだ何も言われてないっていう状況なんで、やっぱり笠岡市の考え方を見て理解せえというふうなやり方は、ちょっとやり方として矢掛としてやっぱり失礼じゃないかなと。

矢掛町民に対して、当然町民に対しては、それなりの説明がいるべきだと思いますし、複式学級にしてもそうですけど、中川小学校、複式学級になったりならなかったりっていうふうな状況があります。だけどその状況で、もう、一遍なった時に説明しとるからそれから説明がないんだよっていうふうな話も聞きます。

本当に住民本位に立って教育の場を責任持ってやってるのかっていうのはこの場で聞かなきやいけんことだと思うんで、今後、矢掛町の態度ですね。これからどのようにやっていかれるか。その部分においては、少しお話をいただきたいなと思いますんで、再質問とさせていただきます。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 11番川上議員の再質問について、お答えいたします。

御指摘の早急にというお声は重く受け止めております。現時点で広く発表ができる具体情報等はございませんが、現時点での今後の手続と期限についてお伝えさせていただきます。

第一に、小北中学校の今後については、笠岡市・矢掛町中学校組合立というその性格を踏まえますと、笠岡市との連携の中で段階的に手続きを踏んでいく必要がございます。まずは、10月以降に小田地区に向向いて住民の方々の御意見をお伺いする場を設ける予定でございます。

第二に、小学校の複式学級の解消につきましては、まず、判断の前提ともなる保護者や地域の皆様の

御意見等をお伺いをさせていただきたいと思っております。本年度その準備を進め、手続き内容等を具体化したいと考えています。

学校統廃合の判断につきましては、教育の質、通学の安全とか負担、施設運営の持続性、地域コミュニティの観点などから総合的に行ってまいりたいと考えております。また、公開性、中立性を確保するためにしかるべき時に必要な委員会等を設置し、必要な手続きを進めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 川上君。

**○11番（川上淳司君）** 教育長、お答えありがとうございます。本当に前向きに考えられているのはよくわかりますけど、やっぱりみんなに伝わるやり方っていうのが一番大事なかなと思っております。

前議会でもこの件については、議員からの質問、一般質問があったと思うんですけど、執行部の曖昧な態度、お答えにはがっかりしましたし、やっぱり教育の場って待った無しです。そういうことを考えられると、もう少し真剣に考えられているのかなということは疑問に思っております。

そのことを踏まえて、昨日、教育委員会委員の信任をさせていただきました。委員の皆さんに今後重くのし掛かっていく問題だと思いますけど、責任は大きいと思いますし、期待もしております。

また、我がまちの出生率を見てわかるように、これからますます出生数は減ってまいります。複式学級及び複式学校ですね、はますます増えてまいります。

そろそろ考えていくべきじゃないかなと思っておりますし、そして今朝見ますと、山陽新聞。井原市が、小学校の規模の適正化を図る委員会の立ち上げを行うということで議会のほうに説明があったようですが、我がまちも早急に委員会を立ち上げるなり何なりの早急な対策を打つ必要があると思っております。執行部の早期の御決断をお待ちしております。

あまり深くならなくても、たぶん今の言葉でお分かりいただいたと思うんで、次の質問に移らせていただきます。

次の質問です。今年度より矢掛高校へ地域おこし協力隊の配置がされました。いま半年が過ぎようとしていますが、どのようなことが起こって、矢高生の意識改革がどこまで進んでるかが知りたいので、質問とさせていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（西山弘之君）** 11番川上議員の矢掛高校に地域おこし協力隊が派遣されたことの現状について、教育課からお答えいたします。

本年度、矢掛高校の魅力化及び“やかげ学”のコーディネートを目的に地域おこし協力隊を招致しております。なお、隊員は他自治体の高校において、探究学習の設計や公営塾の運営等に従事した地域おこし協力隊の経験があり、その知見を活かして矢掛高校ではやかげ学のブラッシュアップに取り組んでいただいております。

概要を申し上げますと、受入れ団体へのヒアリングによる現状把握、課題の抽出・分析、生徒の事前学習でのサポートや活動報告書の作成指導、加えまして、総合的な探究の時間では探究の進め方のアドバイスなど先生のフォロー役として活躍していただいております。

また、部活動にも積極的に参加をされ、生徒に身近な存在として生徒を支えていただいております。

生徒の変化についてでございますけれども、現時点では、次年度の本格実装に向けた制度改革に取り組んでいるところでありまして、その効果を評価する段階にはちょっと至っておりませんが、現

場の声をお聞きしますと、隊員からの助言を受ける機会ができたことによって自分の考えを整理して表現する姿が、より生徒の言動の中に見られるようになってきているというふうに聞いております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 川上君。

**○11番（川上淳司君）** 確かにと確信できるような結果はまだ見えてないということはわかりますけど、本当に期待できる先生が来られたかなというふうなことは思っておりますんで、来年再来年、本当に矢高が変わることを期待しております。

ここでせつかくですので関連質問としまして、企画課長に突然で申し訳ございませんが、矢掛高校以外へ派遣されています地域おこし協力隊の現状について、資料をお持ちであれば御紹介していただければと思いますので、よろしく願いいたします。再質問いたします。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（平井勝志君）** 川上議員の再質問に企画課からお答えいたします。

矢掛高校で活動されている協力隊員以外の地域おこし協力隊員でございますが、現在3名の方々が矢掛町内で活動されてございます。

1人目の隊員は、令和5年5月から水車の里フルーツピアで活動されておまして、子どもを対象としたイベントの企画運営、野外で実施されるマルシェへの出店、SNSやラジオなどを活用した広報活動を幅広く行ってございます。

2人目の隊員は、令和6年1月から羽無地区で活動されておまして、はなしの里でさまざまな団体と連携した体験イベントの実施などを地域住民と協力して事業を展開してございます。今年度は岡山大学の留学生との交流を行ったり、ツリークライミングや高滝山登山ガイドの実施など地域の新たな魅力を発見するような活動も行ってございます。

3人目の隊員でございますが、令和6年4月から活動されておまして、令和6年度中は水車の里でイチゴ栽培に関する活動を行ってまいりました。令和7年4月からは、町家交流館に活動の場を移しまして、観光イベントの企画や実施、県外での観光PRなどの活動を行うとともに、道の駅での観光案内も行うなど幅広く活動されてございます。

このように協力隊員の方々は、地域の課題解決や活性化のためにそれぞれの分野においてさまざまなアイデアを出しながら、日々チャレンジを行っております。

活動の任期は3年間となっておりますが、2名の隊員が令和8年度中に任期満了を迎えますが、活動の任期後も矢掛町に定住し、それぞれの分野で活動を続けていきたいという希望を持たれてございます。

担当課としても、十分に活動をフォローし、町の活性化や隊員の定住化につなげていきたいと考えてございます。なお、それぞれの隊員の詳しい紹介や活動内容につきましては、広報紙にも掲載させていただいておりますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。よろしく願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 川上君。

**○11番（川上淳司君）** 突然の質問にお答えいただきありがとうございます。

地域おこし協力隊の皆さんがどのように活躍されているか。そして、今回任期が終わっても移住していただけるというふうな方がいらっしゃるということをお聞きして、すごく喜んでおりますし、地元

根付いた活動がこれからもますます広がっていけばいいなというふうに思っております。

今後の矢掛町の活力になることを期待して、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、6番原田秀史君、お願いいたします。原田君。

**○6番（原田秀史君）** 議席6番の原田でございます。まず先月、鹿児島県で行われました全国中学校体育大会の競泳男子200メートル平泳ぎで矢掛中学校3年の平井良尚さんが県中学新記録をマークし、準優勝をされました。この事は矢掛町民に大きな喜びと力をいただきました。取り分け矢掛中学校の生徒にとりましては、大きな目標ができたことと思います。この場をお借りしまして、平井さんの健闘をたたえるとともに、今月滋賀県で行われます滋賀国民スポーツ大会での御活躍をお祈りいたします。

それでは通告によりまして、下校時の熱中症対策についてと民生委員についての2件を質問いたします。

まず1点目といたしまして、下校時の熱中症対策について質問いたします。今年の夏は、猛暑を通り越し、酷暑、激暑の夏と言っても過言ではありません。日本気象協会のデータでは、岡山県南の本年7月の平均気温は、昨年と同時期と比較し、1.4度高い34.9度で、昨年よりも一段と暑くなっている状況がうかがえます。

また、このうち気温35度以上の猛暑日が19日、気温30度以上の真夏日が10日記録され、その最高気温は、夏休み期間中ではありましたが7月31日に38度を記録いたしました。こうした高温状態は2学期に入った9月になっても続いています。

こうした状況下での夏季における児童生徒の下校時の熱中症対策は喫緊の課題ではないかと思えます。

子どもは体温調整機能が未発達で、特に汗をかく機能が未熟なため、体温を下げる時間も掛かり、体温が上昇しやすくなります。また全身に占める水分の割合が大人より高いため、外気温の影響を受けやすいと言われていています。さらに、子どもは大人より身長が低いいため舗装面からの影響を受けやすく、大人と比べ約3度高く感じるそうです。

そうした中、特に小学校低学年の児童については、下校時間が1日で一番暑い時間の午後2時から3時頃になるため、きめ細やかな熱中症対策が必要ではないかと思えます。

こうしたことを踏まえまして、下校時の児童生徒の健康と命を守るため、より安全で安心できる対策が必要であるとの観点から、次のことについてお聞きいたします。

まず1点目といたしまして、現在、各小学校において、通学距離が2キロ以上の児童の学年ごとの人数、また、小・中学校においての各々の最長通学距離。次に2点目といたしまして、現在行っている小・中学校の下校時での熱中症対策。次に3点目といたしまして、直近3年間の下校時での熱中症による体調不良等の事例。次に4点目といたしまして、各小・中学校の保護者からの相談等の有無、以上について執行部の答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（西山弘之君）** それでは、6番原田議員の御質問、下校時の熱中症対策について教育課からお答えいたします。

まず、1点目の小学校において通学距離が2キロメートル以上の児童の学年ごとの人数及び小・中学校における最長通学距離についてでございますけれども、令和7年8月1日現在の状況は次のとおりであります。矢掛小学校1年生0人、2年生2人、3年生1人、4年生2人、5年生3人、6年生1人の計9人でございます。美川小学校は、1年生1人、2年生3人、3年生と4年生が0人で5年生が1人、6年

生が1人で計6人でございます。三谷小学校、1年生1人、2年生5人、3年生2人、4年生2人、5年生2人、6年生2人、計14人でございます。山田小学校、1年生2人、2年生2人、3年生2人、4年生4人、5年生1人、6年生1人、計12人でございます。川面小学校が1年生2人、2年生2人、3年生2人、4年生0人、5年生2人、6年生2人、計10人でございます。中川小学校が1年生2人、2年生1人、3年生1人、4年生1人、5年生3人、6年生1人、計9人でございます。小田小学校は1年生1人、2年生2人、3年生2人、4年生と5年生が0人で6年生が3人の計9人でございます。

また、各学校の最長通学距離は、小学校では矢掛小学校が2.2キロ、美川小学校が2.4キロ、三谷小学校が3.2キロ、山田小学校が2.5キロ、川面小学校が2.5キロ、中川小学校が2.4キロ、小田小学校が2.6キロでありまして、中学校では矢掛中学校7.4キロ、小北中学校では小田地区の生徒については4.5キロとなっております。

次に、2点目の現在行っている下校時の熱中症対策についてですが、首に巻く保冷グッズ等の活用、日傘の使用許可、下校前の水分補給の指導や塩分補給タブレットの配付など児童生徒が安全に下校できるよう各校で工夫を凝らして対策を講じております。

次に、3点目の直近3年間での下校時における熱中症による体調不良の事例ですけれども、小学校においては通学距離500メートルの児童が、下校後体調不良を訴え熱中症と診断された事例、通学距離1.5キロメートルの児童が、下校後に嘔吐をして受診した事例の2件を把握をいたしております。中学校では把握している事例はございません。

最後に、4点目の保護者からの下校時の熱中症対策についての要望・相談の有無についてですが、一部の学校で、日差しから肌を守る長袖の着用や日傘や首に巻く保冷剤の使用などの希望が寄せられています。こうした要望も踏まえながら、各学校ではきめ細やかな対策と対応を行っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 原田君。

**○6番（原田秀史君）** ありがとうございます。

小学生の歩行速度は、一般的に1キロメートルを歩くのに15分から20分程度掛かると言われており、通学距離2キロでは30分から40分掛かることになると思います。

7月下旬の午後2時半頃に矢掛小学校区小林地内の通学路で日差しを直接受ける舗装道路上約1.2メートルでの温度を測ったところ、40.3度ありました。

また、先日教育課からいただいた通学路を示した地図を基に、各小学校区の最長通学路通学路を走行しましたが、ほとんどの路線で直射日光を遮る日陰区間は少なく、下校時の全児童生徒はもちろんです、特にこの時間帯に30分以上掛けて下校する小学1、2年生にとっては過酷で、体力的な負担は相当大きいものではないかと思えます。

そうした下校時の熱中症対策について、全国ではさまざまな対策がとられているようです。

これは究極の対策ではないかと思われませんが、岐阜県川辺町では、学校から自宅まで2.5キロメートル以上離れた小学1、2年生を対象に7月1日から7月18日と8月29日から9月30日までの期間設定で、下校時に公用車と議会議長車の2台により自宅まで送るといったものです。また、兵庫県加西市では集団登校の集合場所から小学校までの距離が3キロ以上となる市内の小学校の児童を対象に、学校ごとに登下校時に夏の期間限定でスクールバスを運行するというものです。

そのほか、ソフト面の対策といたしまして直接日光を防ぐ日傘及び保冷剤を使用したネッククーラーやランドセル背当てパッドなどの配付を行い、学校にはその保冷グッズを冷却するための冷凍庫の設置や下校時に飲む冷たい水を児童に供給するためのウォータークーラーの設置などさまざまな対策が取られているようです。

こうした事例がある中で本町の現時点での対策は、日傘の使用許可や保冷グッズ等の活用などの対策が取られているようです。

一昨日に矢掛小学校区の下校の様子を見ましたが、日傘を使用する生徒が多かったようです。日傘の使用につきましては、傘を使用することで直射日光が妨げられ、体感温度が3度程度低下し、熱中症の予防には有効である。反面、低学年の児童にとっては、傘を使用することで前が見えづらくなったり、傘と手荷物を持つことで安定感を欠くなどの課題もあるのではないかとされています。

私も交通協助手として月2回保健センターの前の交差点に立ち登校の様子を見ますが、低学年の児童が傘を差しての雨の日の登校時にそのことは感じております。こうしたことを踏まえ、低学年の児童の日傘の使用についての見解をお聞きします。

次に、首に巻く保冷グッズ等の活用ですが、一般的にはネッククーラーやクールタオルといったものがありますが、現時点での使用状況及び保冷グッズを冷却するための保冷庫は設置しているのか、お聞きします。

次に、小学校の児童は水筒を持参し、各々で水分補給をしていると思いますが、その水筒の容量も限りがあり、下校時には無くなっているといったことがあるのではないかと思います。

矢掛小学校まで約1.4キロを約30分掛けて通学している近所の6年生の児童に聞きましたが、水筒の飲物は学校内で無くなり、下校時には生ぬるい水道水を補給し、それを飲むしかなく、そのことを「絶叫」と表現していました。

酷暑の中、下校する児童にとっては、最低限の水分補給はできるかもしれませんが、大人でもこうした状況下ではなかなか喉を潤すことはできません。こうしたことから、水を補給するウォータークーラーは必要ではないかと思いますが、このことについての見解をお聞きいたします。

以上を再質問といたしますので、執行部の答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（西山弘之君）** 6番原田議員の再質問に教育課からお答えいたします。

まず日頃から交通協助手として子どもたちの登校を見守ってくださっておりますこと、厚くお礼申し上げます。また、質問の中で他の市町の先進事例の御紹介をいただきまして大変ありがとうございます。

御質問といたしましては、まず低学年児童の日傘の使用についての見解、保冷グッズ等の活用状況及び冷凍庫の設置について、それから水筒への冷たい水の補給について、この3点というふうに捉えております。

まず、低学年の児童の日傘の使用についての見解でございますけれども、御指摘のとおり、手に荷物を持っている場合には安全性が低くなるといった懸念がございます。そのため、各学校において手荷物を持たないよう工夫をしておりますとともに、傘の正しい使い方の指導を雨の日の利用も含め行っているところでございます。議員も言われていましたように、日傘は熱中症予防に非常に有効な手段であることから、今後も安全に配慮して活用したいというふうに考えております。

次に、ネッククーラーや保冷グッズの活用についてであります。これらは、家庭から持参したもの

の使用を認めているもので、利用人数の割合は各校で異なっているようです。運用方法につきましては、保冷グッズの利用が少ない学校では、職員室の冷凍庫で保管したものを下校時に返却しています。また、水に入れて冷やすことで固まる新素材を使用したネッククーラーなどをタライに水を張って、冷やしてから下校したりするなど各校で工夫をして運用されております。

冷凍庫の設置は、スペースや衛生管理上の問題など種々の課題もあり、専用の冷凍庫を設置するには至っておりません。今後も学校・家庭と連携・協力し、工夫をしながら適切な対応がなされるよう努めてまいりたいと思います。

また、水分の補給についてであります。熱中症対策としては、少量をこまめに接種することが有効であるとされていることから、学校で休憩時間ごとに声掛けをするなどして、児童に対し、適切な水分補給を促しております。

また、水筒の飲み物についても、学校からは必要な量の水分を水筒に入れて持ってくるように呼び掛けておりますが、実際には途中で飲み干してしまう場合もあるようです。

水筒への補給の仕方については、水道水は安全性が確保されており、安心して飲用できる水でありますので水道水の補給が基本となるかと思っておりますが、これにつきましても学校規模などの実情に応じて各校で工夫されている状況です。

また、少しでも暑さを避けるという観点から、今年度小学校では例年より始業日を遅らせるという対策も行いました。

いずれにいたしましても、年々厳しさを増す暑さの中で児童の安全な登下校の環境を確保することは、とても大切な課題です。熱中症対策では日々の生活習慣や日常的な工夫も大変重要な要素となってまいりますので、教育委員会としましても学校や保護者の皆さんと力を合わせて必要な対応を一つひとつ進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 原田君。

**○6番（原田秀史君）** ありがとうございます。

まず、ネッククーラーについては、冷凍庫での冷却や水に浸すなど各学校それぞれの方法で行っているようですが、私もネッククーラーを買って冷凍庫と水による方法を試してみましたが、冷凍庫で凍結させた場合は30分程度の冷却効果がありました。一方、水に浸しただけの場合は10分もしないうちに生ぬるい状態になり、あまり効果を感じることができず、その冷却効果の違いを実感いたしました。

こうしたことから、ネッククーラーの使用効果をより高めるため、衛生上及びスペース等の課題はあると思いますが、何が児童生徒の下校時の最善の熱中症対策になるかを検討していただき、各学校の使用実態に応じた冷凍庫の設置、また、矢掛町の水道水のおいしさと安全性は十分認識していますが、酷暑の中、日陰の少ない通学路の下校時に飲む生ぬるい水道水は、児童にとっては「絶叫」と表現するに値するものでしょう。安全でおいしい矢掛町の水道水を冷却することにより、飲みやすくなり、十分な水分補給をすることができ、下校時の熱中症対策には大きな効果があるものと思っておりますので、冷凍庫と同様に設置を提案いたします。

このことについて、教育長の答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 6番原田議員の御質問、下校時の熱中症対策についての再々質問にお答えい

たします。

まずは、子どもたちの見守りをさせていただき中、登校時そして下校時の状況をお伝えいただき大変ありがとうございます。酷暑の中での日々の下校が、子どもたちにとって大変過酷な状況であるということをお重く受け止めております。

先ほど課長も申し上げましたとおり、各学校ではそれぞれの環境に応じて工夫を凝らしながら対応してくれているところでございます。

教育委員会といたしましても、子どもたちが安全で安心して登下校ができる環境を整えることは大変重要なことであると認識しております。

御提案のウォータークーラーや冷凍庫につきましては、下校時の負担軽減に資する対策の一つであると思っております。まずは、各学校の実情、そして要望を丁寧に伺いながら、必要な設備の整備を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 原田君。

**○6番（原田秀史君）** はい。ありがとうございました。ウォータークーラー及び冷凍庫の設置につきましては、現場の先生の意見を聞く中で検討するという趣旨の答弁のようでした。確かに、これらを設置、運用することにより、先生方の負担増等の課題があることは十分承知はしていますが、特に今年の暑さは、冒頭言いましたが猛暑を乗り越え、酷暑、激暑の様相を呈しています。今月に入っても35度以上の日が続いていますし、来年以降もこのような夏が続くことが予測されておりますので、関係者が協議する中で、下校時の児童生徒を熱中症から守るためにも、こうした対策を早急に実施していただくことを願ひまして、この質問は終了いたします。

続きまして、2点目の民生委員についての質問に入ります。

民生委員制度は、大正6年に岡山県で誕生した済生顧問制度、大正7年に大阪府で発足した方面委員制度が源流となり、昭和3年に法面委員制度が全国に普及し、昭和21年に民生委員例の交付により、現在の民生委員に改称され、現在に至っています。

民生委員は、市町村議会議員の選挙権を有する者のうち、人格見識高く、広く社会に必要な通じ、かつ社会福祉の増進に熱意のあるものであって、児童委員としても適当である者が推薦されます。

職務については、民生委員法第1条に、“社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする”とされ、厚生労働大臣から委嘱される特別職の地方公務員であり、無報酬の公的ボランティアでもあります。

制度発足当時は、行政の補助機関として主に生活保護施設諸世帯への相談支援が任務とされてきましたが、現在では地域の一人暮らしの高齢者や障害者、ひとり親世帯などを訪問や電話連絡を通じて、生活上の困りごと相談に応じるなどその活動範囲は幅広く、昨今では高齢化により、その役割の重要性は年々高まってきています。加えて、災害時での対応も求められています。

一方、民生委員の高齢化が進み、活動することが難しくなり、辞任するケース、また近年の働き方の多様化による高齢者雇用の増加や責任を負うことを大きな負担と感じ、敬遠されがちなことなどから、令和4年度の改選時には、充足率は全国平均で約93.8パーセントとなり、欠員が前回の改選時より3,400人増の1万4,800人に至ったことを踏まえ、3年ごとの委員の一斉改選を本年12月に控えたこの期に、次のことについてお聞きします。

まず1点目といたしまして、厚生労働省の区域又は事項を担当する民生委員・児童員配置基準表によりますと、町村では70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人とされていますが、本町全体及び各地区の定員数と充足率。

次に2点目といたしましては、冒頭にも触れましたが、民生委員の活動は地域において住民の最も身近なところで活動する地域福祉の中心的担い手として重要な役割を担っていますが、その年間の活動時間と具体的な活動内容。

次に3点目といたしましては、民生委員は基本的にはボランティアであり、無報酬ではありますが、交通費や通信費等に充てるべきものとして活動費が公費で支給されていますが、1人当たりの金額及び各地区民生委員協議会への活動補助金。

次に4点目といたしましては、令和6年6月の厚生労働省社会援護局、民生委員・児童委員制度の最近の動向によりますと、民生委員の定数に対する委嘱者数の割合、これ充足率ですが、全国平均は中長期的な低下が続いており、多くの自治体において担い手の確保が喫緊の課題である。このため、令和6年度より民生委員が活動しやすい環境の整備や、担い手確保に向けた地方自治体の創意工夫により取組を支援するとありますが、このことを踏まえての本町におけるなり手不足と委員の高齢化が進む中での委員の確保。

以上4点について、執行部の答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（片岡 崇君）** 6番原田議員の御質問、民生委員について福祉介護課からお答えいたします。

まず、1つ目の御質問、本町全体及び各地区別の定員数と充足率ですが、矢掛町の民生委員児童委員の定数は、主任児童委員3名を含めて現在47名であり、地区別ですと、矢掛地区が10名、美川地区が4名、そして三谷、山田、川面、中川、小田地区がそれぞれ6名で、主任児童委員3名を含め計47名であり、充足率は100パーセントでございます。

続いて2つ目の御質問、委員の年間の活動日数及び具体的な活動内容については、民生委員から提出いただいた令和6年度の年間の活動報告の日数の平均値で申し上げますと、1人当たり159日でした。具体的な活動内容としては、一番多いものが見守りなどの地域福祉活動、次に、行事・事業・会議への参加協力となっております。また、主任児童委員の年間の活動日数の平均は131日で、具体的な内容は行事・事業・会議への参加協力や相談支援となっております。

続いて3つ目の質問、委員及び協議会への活動補助金ですが、民生委員に関する補助金としては、個人に対して支払われる民生委員事業活動報償費と矢掛町民生委員児童委員協議会に対して支払われる民生活動事業委託料があります。

まず、個人に支払われる民生委員事業活動報償費ですが、交通費や連絡調整費などの日常的活動の実費相当分の報償費として、1人当たり年額で6万5,000円を町より支給しております。次に、矢掛町民生委員児童委員協議会に対して支払われる民生活動事業委託料ですが、民生委員への研修や部会運営費、研修視察などを目的として、1人当たり3万5,000円の計164万5,000円を協議会へ概算払いし、実績に応じて精算しております。なお、令和6年度の委託料の実績額については、計122万7,663円でした。

続いて4つ目の質問、なり手不足と委員の高齢化が進む中での委員の確保についてですが、本町における対応として、現在、民生委員の負担軽減を図るため、町が民生委員にお願いしている証明事務の廃

止に向けた見直しを行い、できるものから順次廃止しているところです。

また、民生委員の負担軽減について、協議会会長とも協議をする中で、充て職として兼務をしている社会福祉協議会関係の業務の多さが負担になっているとの御意見をいただき、社会福祉協議会とも協議を行う中で本年度からかなりの業務の見直しを行っていただき、負担軽減を図っていただいております。

また、民生委員児童委員は、民生委員法に基づき、市町村に民生委員推薦会を設置し、推薦会が推薦する者を、都道府県知事が厚生労働省へ推薦するようになっております。法に基づき、矢掛町でも各地区1名ずつ選出された推せん会委員7名で構成される推薦会を設置しているところでございます。

しかし、各地区1名の推せん会委員では、エリアが広く人選が難しいことから、矢掛町では平成22年に矢掛町民生委員推せん会委員の定数に関する規則を改正し、推薦会以外にも推薦準備会を設置し、推せん会委員が推せん準備会委員を最大5名まで選出し、一緒に候補者を探すような仕組みを導入しております。

この町独自の制度により、矢掛町ではこれまで定数どおりの委員が確保できている状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（浅野 毅君）** 原田君。

**○6番（原田秀史君）** ありがとうございます。定員数に対する充足率が100パーセントとお聞きし、一安心するとともに矢掛町民生委員推せん会及び推せん準備委員会の関係者の方々の御苦勞に感謝と敬意を払うところであります。

そうした中、定員数に対する充足率は100パーセントではありませんが、厚生労働省社会援護局の令和6年6月28日における第1回民生委員児童委員の選任案件に関する検討会の中の民生委員・児童委員委嘱手続き及び定数については、定数の定め方として市町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的定数設定を行うとあります。

令和元年6月に行いました議会広報広聴委員会が実施しました民生委員の活動をテーマにした会議の中で、ある地区の民生委員さんが「自分たちの地区は面積が広いので負担が大きい」との趣旨の発言をされておりました。この発言を踏まえまして、本町の各地区の定員数の設定については、主には世帯数を対象にしたものと思われそうですが、そのほかに面積、地理的条件を加味したものかどうか、お聞きします。

次に、13年前の古い資料ではありますが、日本総合研究所が2012年——平成24年に全国1,262自治体を対象にした民生委員・児童委員の活動に対する活動費用弁償費の調査によりますと、国の交付税措置5万8,200円を加えた活動費の全国平均は、7万8,234円で、このうち502の町の金額構成としては、4万から6万円が26.1パーセント、6万円から8万円が21.5パーセント、8万円から10万円が16.3パーセント、10万円から12万円が9.2パーセント、またこの金額に対しての各自治体の評価について、妥当であるが14.3パーセント、おおむね妥当であるが46.8パーセント、やや不足しているが20.3パーセント、不足しているが15.3パーセントといった調査結果があります。また国の交付税措置は、この調査当時より現在2,000円アップの6万200円になっていますし、活動の足でもあります車に掛かるガソリン価格も2012年には1リッター当たり146.9円でしたが、現在は161.9円と約10パーセント上昇しています。これらの数字を踏まえての本町の活動費の妥当性のお聞きいたします。

続いて、民生委員を確保する上で、委員の負担軽減のため業務の見直しが今年度から行われているようです。

民生委員の職務は、民生委員法第14条に規定されており、そこには住民の生活状況の把握、相談、助言、援助等5項目のほかには住民の福祉の増進を図るための活動を行うことが掲げられ、その職務範囲は広範囲にわたっていますが、その活動内容が本来の職務を逸脱したものがあつたため、全国民生委員児童委員連合会によるこれからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会の中間報告では、民生委員が依頼されるものの中には、その職務を明らかに超えるものも散見されると指摘しています。その上で、民生委員の職務としては対応しない範囲を整理することで負担軽減すべきとの提言がなされています。

こうしたことを踏まえまして、町、社会福祉協議会、矢掛町民生委員児童委員協議会の協議の中で、民生委員本来の職務以外を洗い出し、整理すること、また、民生委員の職務の内容や範囲を広報紙や矢掛放送などで広く町民に伝え、過剰な業務依頼にならないようにすることで負担軽減を図り、担い手の確保にもつなげればと思つますが、見解をお聞きいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（片岡 崇君）** 6番原田議員の再質問に福祉介護課からお答えいたします。

まず、本町の各地区の定員数の設定について、面積、地理的条件も加味したものかという御質問ですが、民生委員の定数決定は都道府県の事務であり、民生委員法に基づく基準表により、各市町村の意見を聞いて定めることとなっております。

町村では、70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1名ということになっており、また、定数設定にあつては、市町村ごとの人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定を行うこととなっております。

町では協議会と協議し、議員のおっしゃるような面積、地理的条件なども加味した中で定数要望をしており、県でも意見を聞き入れていただき、現在、矢掛町の定数が決定しているところでございます。

次に、物価高騰の中での本町の民生委員の活動費の妥当性についてですが、民生委員の活動費用弁償費における交付税措置は、年間1人当たり6万200円であり、矢掛町では民生委員個人に6万5,000円を活動報償費として支払っており、国の基準よりも4,800円多い状況でございます。

今後も物価高騰等により、活動における費用弁償費が不足するようであれば、まずは、国の委員なので、県を通じて国の基準額の引上げを要望するとともに、協議会と協議の上、矢掛町としても引き続き、現状に即した活動支援を行っていきたくと考えております。

次に、民生委員の負担軽減については、先ほど説明したとおり町と社会福祉協議会の業務については、事務の洗い出しにより負担軽減を図っているところでございますが、民生委員からは、地区社協などの地域の関係団体からの別の職務を依頼されることも少なくなく、いわゆる充て職としての活動が負担になっているというお話もお聞きしております。

各地区の地域事情により、民生委員それぞれで受けている職務の充て職等は異なると思つますが、地域の中でも民生委員の負担軽減に御協力いただければと思つております。

また、広報や矢掛放送等を通じて、地域の福祉を担う民生委員の役割や活動内容について町民の皆様にしつかり周知し、民生委員が誇りをもって取り組んでいただけるような環境づくりを地域全体で考えた結果、民生委員の担い手の確保につながればと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 原田君。

**○6番（原田秀史君）** ありがとうございます。答弁をお聞きし、おおむね理解いたしました。活動費につきましては本町も該当すると思いますが、国の基準にそれぞれ独自の上乗せを行っている自治体もありますので、今後の検討材料に含み置いていただければと思います。

いずれにいたしましても、高齢化が進行する中で、地域住民が抱える生活課題は多様化、複雑化しています。一方で、十分な活動を行うことが困難な場合も生じてきています。

そうした中、民生委員の方々は、日々地域住民に寄り添い、人々の笑顔のため使命感の中でやり甲斐を感じ、誇りを持ち、活動されていることと思います。

今後も民生委員の皆様がやり甲斐を感じ、誇りを持ち続けて活動できるとともに活動費の不足が生じない環境づくりを図ることで、担い手の確保にもつなげていかれることを期待いたしまして、この質問を含め、私の質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。この際昼食などのため、午後1時まで休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、午後1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時57分 休憩

午前12時58分 再開

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

続きまして、5番田中輝夫君お願いします。田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 議席5番田中輝夫でございます。通告に従い、5歳児健診の実施と新ゴミ焼却施設に関することの2点をお伺いします。

まず1点目、子ども子育て施策についてでございますが、本町は子どもたちがより豊かに育っていかれることを目指して、さまざまな支援を行っています。子どもの発育状況などを確認する乳幼児健診は、1歳半と3歳での健診が母子保健法で義務付けられています。

小学校就学前のほとんどの子どもは、保育園か認定保育園に通っていると思われま。

5歳前後は対人関係の言葉の発達の遅れなどが見えやすくなる時期であることや集団生活を行う上で必要な行動などを覚える時期であると言われております。5歳児健診は、各自治体の任意であります。子どもの発達障害、身体発育、栄養状況、言語障害などを早期に発見して、就学前に必要な支援を受けられるよう実施するのが良いと考えます。

近年は、5歳児健診の重要性が言われている中で、本町の5歳児健診の取組に対する見解を執行部にお尋ねいたします。

**○議長（浅野 毅君）** こどもみらい課長。

**○こどもみらい課長（楠木貴子君）** 5番田中議員の子ども子育て施策5歳児健診の実施について、こどもみらい課からお答えいたします。

子どもの発育状況などを確認する幼児健診は、田中議員がおっしゃるように、現在1歳6か月児健診と3歳児健診が母子保健法で義務付けられております。一方、5歳児健診は自治体の任意で行うこととされており、まだ矢掛町では実施しておりません。

国は、令和10年度までに全国の全自治体でこの5歳児健診の実施を目指しており、健診費用の補助額を引き上げるなど継続して支援する体制を整備しております。

5歳という時期は、言葉の理解力が大きく伸び、友達との関わりも増えてくることから、それまで気付きにくかった発達の特徴が見えてくる時期です。情緒や社会性の発達状況、育児環境の課題などを早期に発見して、必要に応じ、医療・福祉・教育などの支援につなげることは、その後の社会生活への適応の点から非常に重要であると考えており、現在令和9年度からの集団健診の実施に向けて準備をしているところでございます。

具体的には、実施体制や運営マニュアルの作成、専門職の確保、保護者向け案内リーフレットの作成などがございます。また、就学後の円滑な学習や集団生活につながるよう、早い段階から教育分野と情報を共有できる体制の整備についても検討を進めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 回答していただきました。令和9年度から集団健診の実施に向けて準備をしているというふうなことでした。

そこで再度お伺いしますが、5歳児健診には集団健診のほか巡回方式があると思いますが、令和9年度集団健診を実施する前、今年とか来年8年度の時に巡回方式を行う考えはないのか、再度お尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** こどもみらい課長。

**○こどもみらい課長（楠木貴子君）** 5番田中議員の再質問について、こどもみらい課からお答えいたします。

5歳児健診には集団健診のほか、個別健診、園医方式、巡回方式がございます。田中議員がおっしゃる巡回方式ですが、これは町内のこども園や保育園を医師や心理士、保健師等が巡回し、子ども同士の関わりや集団行動の場면을観察する方法でございます。

令和9年度の集団健診までに巡回方式を行う考えはないのかという御質問ですが、これにはさまざまな課題がございます。町内にはこども園、保育園合わせて4園ございますが、年に複数回、園を巡回するとなると医師や心理士など数少ない専門職の確保が難しいことが挙げられます。

また、子どもの中には町内の園に通園していない広域利用の児童や未就園児もいることから、対象の児童を全員網羅できない可能性も出てまいります。これらのことから、町では集団健診に絞って令和9年度から実施したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。回答していただきました。巡回方式は年に数回、全ての園——4園ですが、巡回するとなったら医師や心理士などの専門職の確保が難しいというふうな状況なので、実施できないという回答でした。

5歳児健診を受けない場合のリスクとしては、身体発育の状況、言語障害のあり・なし、それから学童期に課題とされる生活習慣など発達上の課題の問題の発見が遅れる可能性があります。また、健診を受けないことで子どもたちの健康と健全な成長への対応が遅れるリスクがあります。

しかし、令和9年度からは集団研修を実施する方向だとの回答でしたので、ぜひとも進めていただきたいと思います。これでこの質問は終わり、次の質問に移ります。

2点目、新ゴミ焼却施設の稼働に伴う分別、可燃性粗大ゴミの持ち込みについてでございますが、この

質問は、昨日の本会議初日の町長報告の中で新ゴミ焼却施設に関するチラシが配付され説明がありましたので概略内容は理解しましたが、町民の方の中で気になっている人がいましたので、質問させていただきます。

井笠圏域三市二町は、ゴミ処理施設で一定の耐用年数 20 年を経過した井原市と里庄町にあったゴミ焼却施設を 1 か所に集約することで進めています。

現在、矢掛町の可燃ゴミについては、井原クリーンセンターへ搬入していますが、持ち込みは本年 12 月 12 日で終了し、12 月 15 日からは、里庄町に建設している新ゴミ焼却施設 井笠広域里庄清掃工場に燃えるゴミ、可燃性粗大ゴミが搬入できると広報やかげ 4 月号で周知されています。

新ゴミ焼却施設への搬入は、各自治体で可燃ゴミのプラスチック製品などの分別の仕方も違うこともあり、ゴミの出し方が変わるのではないかと問われることがありました。ゴミの出し方や分別方法が変更になった場合には町民の方の協力が必要でございます。

そこで、稼働間近になった新ゴミ焼却施設や搬入持ち込みに関して、ゴミの分別の仕方、可燃性粗大ゴミを直接搬入する際の変更点並びに町民への周知方法などについて、現状を執行部にお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 町民課長。

**○町民課長（佐藤澄江君）** 5 番田中議員の御質問、新ゴミ焼却施設の稼働に伴うゴミの分別・可燃性粗大ゴミの持ち込みについて、町民課からお答えいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、広報やかげ 4 月号でお知らせしていますが、本年 12 月 15 日からゴミ焼却場が、井笠地域三市二町の共同処理を行う井笠広域里庄清掃工場へ変更されます。広域でゴミ処理を行うことで市町のゴミ処理に掛かる費用負担の軽減が図られるとともに、最新設備の導入により焼却能力の向上が図られます。

直接搬入した場合の処理手数料は、家庭系ゴミについては現在 10 キログラム当たり 50 円ですが、新ゴミ焼却場は無料、事業系ゴミについては現在 10 キログラム当たり 150 円ですが、新ゴミ焼却場は 170 円となります。

現ゴミ焼却場の井原クリーンセンターへの搬入は、本年 12 月 12 日までとなります。

また、ゴミの分別の変更点としましては、プラスチックのコップやスプーン、バケツ、歯ブラシなど製品プラスチックゴミの分別回収を 12 月 15 日からスタートすることとなります。

回収方法は、毎週水曜日にその他プラスチックを透明の袋に入れて出していただいておりますが、その中に混ぜ入れてゴミステーションに出していただくようになります。分別回収できるものは、一辺 30 センチ未満で厚さ 3 ミリ未満のプラスチック単一素材のものに限ります。それよりサイズが大きいものや素材にゴムや繊維が含まれているもの・汚れているものは、もえるゴミ、金属類が含まれているものは、もえないゴミとなります。大型のものは、粗大ゴミとして直接搬入してください。

そのほかの変更点としましては、焼却能力の向上により、タンス等の木製家具や電気カーペット、電気カーペットは基盤・コードは取っていただきます。衣装ケース等のプラスチック製品も、もえるゴミとして直接搬入できるようになります。

詳しくは、11 月に発行予定のゴミ出しガイドブックを御確認いただければと思います。

適切なゴミ出しは、町民の皆様の御協力が必要でございます。町民の皆様への周知・広報の方法としましては、10 月広報やかげにゴミ出しの主な変更点をまとめたリーフレットを封入、11 月には先ほど申しましたゴミ出しガイドブックを各戸配布、町内ゴミステーション約 200 か所のゴミ分別看板の更新を

予定しています。

また、新たにゴミ分別アプリを導入し、ゴミ出しカレンダーや分別ガイドがスマホで確認できるようになります。アプリは多言語対応となっており、英語とベトナム語での閲覧が可能です。

そのほか矢掛放送での番組作成や出前講座も依頼があれば、随時対応していきたいと考えています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。回答していただきました。

家庭系可燃性粗大ゴミを直接搬入した場合は、現在井原クリーンセンターは、10キロが50円というふうなことでしたが、今度新しく新ゴミ焼却施設を持っていく場合は、無料になるというふうな説明でした。

そこでもう一点お尋ねします。新しいゴミ焼却施設に庭木の剪定枝とか木片などを持ち込む時に、現在の長さや太さなどが緩和されるのかどうか。井原へ持って行った時には、その長さとか太さとかを十分周知していなかったがために、その場所で小さく切ってくださいというふうなことで切らされたというふうなことも聞いておりますし、そのへん少し、この新しい施設では緩和されるのかどうか、そこらへんがわかれば教えていただきたいと思います。

**○議長（浅野 毅君）** 町民課長。

**○町民課長（佐藤澄江君）** 5番田中議員からの再質問について、町民課からお答えいたします。

新ゴミ焼却場へ庭木の剪定枝、木片などを直接搬入する場合について、受入サイズが変更となります。

剪定枝は、現在長さ2メートル以下かつ太さ5センチ以下ですが、新ゴミ焼却場は、長さ1メートル以下、これは短くなります、かつ太さ15センチメートル以下、これは太くなります。

また、木片は、現在長さ2メートル以下幅30センチ以下かつ厚さ5センチ以下ですが、新ゴミ焼却場は、長さ2メートル以下、これは同じです、幅1メートル以下、広くなります、かつ厚さ15センチ以下、これは厚くなります。

太さや厚みは、緩和されることとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。回答していただきました。

剪定枝とか木片などの持ち込み、太さに関しては、太さや厚みは少し緩和されるかなというふうな説明でした。

ゴミは細かく分別すれば処理がしやすいんですが、収集方法や分別方法が変更になった場合は、町民の協力が必要なので決定したら早めに周知してもらいたかったんですが、11月にはゴミ出しガイドブックを各戸に配布するというので、それを見てもらえればわかるようになっていたということでした。

また、ゴミの捨て方で問題を起こしていることが時々言われています。ゴミは、出して終わりではなく、どう正しく出すかも問題です。本町ではありませんが、リチウムイオン電池を間違えて家庭ゴミ、可燃ゴミとして一緒に捨てたことで収集車が火災を起こすという事例が国内で報告されたこともあります。

来年4月には改正資源有効利用促進法が実施され、電池類の廃棄がルール化される見込みでありますので、再度可燃ゴミ・不燃ゴミ・資源ゴミの分別などについて注意喚起をお願いして、この質問を終わ

ります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、12番土田正雄君、お願いします。12番土田君。

**○12番（土田正雄君）** 議席12番の土田でございます。今回は、農業公社の設立についての質問を行います。

日本の農業従事者の平均年齢は、68歳と高齢化が長く続いています。今まで若い担い手を増やすための施策を積極的に行ってきましたが、農家数における成果はあまり見られませんでした。

さらに問題なのが、新規就農者が思うように増えないことです。農業は、初期投資が高額で収入が思うように得られるまでに時間が掛かり、就農しても離農してしまう人が多く、農業人口が増えないことが問題視されています。

基幹的農業従事者の数は、2020年の136万人が2050年には26万人と30年間で100万人、つまり7割減となる見通しでございます。

そこで、矢掛町と農協が出資し、矢掛町農業振興公社を設立してはどうでしょうか。

市町村農業公社の数が全国に500団体あり、農作業の受託や農地のあつ旋を行っております。主な役割は、高齢化や後継ぎ不足などから耕作を放棄せざるを得ない農家から作業の委託を受け、受託者となる農業者、つまり担い手にあつ旋する。農業機械への過剰投資を避けたい業者から機械による農作業の委託を受け、農作業の受託を行う。DMOと連携して、観光と結び付いて収益を生み出す商品開発を行うなどお互いの振興を図る。

こういった農作業の受託事業として、稲作を中心とした農業者の受託を調整し、高齢化による担い手不足の取組を行ってはどうでしょうか。担当課長にお尋ねをいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 12番土田議員の農業公社の設立についての御質問に産業観光課からお答えいたします。

本町の農業は、耕地の減少、農業者の高齢化、収入の確保などが深刻な状況にあるなど次の世代へいかに引き継ぐかが重要な課題と認識しております。

また、矢掛町農業ビジョンを策定するにあたり、令和2年度に実施した地域農業の将来に関するアンケートにおいて、5年以内に離農や経営縮小を考えている農家が43パーセント、また後継者がいない農家が32パーセントとなっております。農業の担い手が半減する可能性が推測できる結果となっております。

さらに、中山間地域の農地を保全するための中山間地域等直接支払事業において、第6期対策となる令和7年度から活動集落が12集落から9集落へ減少し、荒廃農地の増加が懸念されるところです。

令和5年5月に開催された産業福祉常任委員会で、JAによる出資型農業生産法人の設置についての見解を土田議員から問われ、条件不利地が多くなること、人材確保や冬季における所得の確保、肥料等の高騰などの多くの課題が予測され、安定経営が見込めず設置は難しいとお答えをさせていただいているところです。

参考といたしまして、県内における農業公社の状況は、倉敷市、瀬戸内市、真庭市、吉備中央町、新庄村に設置されており、事業内容は農作業受託、新規就農者の育成・支援、農業生産物の販売等で農地の保全や農業の活性化が主な目的となっております。

本年度に改定予定であります振興計画において、計画策定の基礎的な資料とするために実施したまち

づくりのための町民アンケートによると、法人化や機械の共同化の促進が農業振興において力を入れるべき施策として3番目に高い割合となっております。

先ほど申し上げた矢掛町農業ビジョンについては、計画期間が令和4年度から令和8年度までとなっており、アンケート調査を実施の上、8年度中の改定を予定しているところです。

農業ビジョンの改定に当たり、農業公社の設立についても有識者等の御意見をお伺いしながら検討していきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 土田君。

**○12番（土田正雄君）** いま回答いただきました。非常に難しいということですが、私がなぜ農業公社の設立を求めているのかという理由については、高齢化により担い手不足が進んでいるいま、矢掛町の農業を次の世代につなげていくには何らかの対策を今考えないと手遅れになるんじゃないかというふうなことの思いからです。

農業を守り、農地を守るということは、中山間地域を守ることで、環境や景観形成などの多面的機能を維持することができます。

怪我や高齢により、草刈りや水の管理はできるけど、田植えや刈り取りは機械が故障して農業を続けられないなどの理由により、農業をやめざるを得ない人も今後出てくることも予想できます。

農業公社の設立もすぐにできるわけではございません。

そこで、条件不利農地が多い中山間地域の農地は、一般的な委託料金では見合わないため農作業の代行を行う代行耕作事業を検討してはどうでしょうか。再質問としてお尋ねをいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 12番土田議員の中山間地域における農作業の代行耕作事業の再質問に産業観光課からお答えいたします。

中山間地域における農地は、傾斜地・小区画・不整形などの農業生産条件が不利な農地が多く、現状では企業や農事組合などの参入はなく、作業効率や費用対効果に鑑みて耕作を見送られているのではないかと思います。

代行耕作については、農作業受託として農業公社の中心的な事業に位置付けられるものです。

先ほど申し上げたように、農業ビジョンの改定に当たり、法人化や農作業受託などの諸課題について有識者等の御意見をお伺いしながら検討していきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 土田君。

**○12番（土田正雄君）** 先ほどの回答の中で、農業ビジョンの改定に当たり検討しますという回答でございましたが、令和6年と令和7年、コメの価格が高騰しており、コメ農家もやっと元気が出かけている今、耕作放棄地を増やさないような何らかの対策を検討すべきと考えますが、再々質問として町長のお考えをお尋ねいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 土田議員の再々質問にお答えさせていただきます。土田議員御指摘のとおり、矢掛町の農業を次の世代につなげていくために何らかの対策を考えていかなければなりません。

2年前に創設いたしました農業振興対策基金は、土田議員の本議会での一般質問による提案を契機と

して創設されました。このたびも農業に関わる地域の実情や未来を見据えての御提案をいただき、ありがとうございます。

先ほど耕作放棄地をですね、増やさないための方策ということの御質問でありましたが、私は、正にこれはおっしゃられている代行事業というのがですね、これは有効な方策じゃないのかなというふうに捉えております。

農業につきましては、担い手が不足して、そして従事者そのものが減少が深刻化するという中で、農業振興対策基金における農地流動化助成事業などにより対策は講じてまいりましたが、農作業の代行事業について検討していくことも必要ではないかと考えております。

そして、農業公社の設立につきましては、現在町内には集落営農ですとか、それから中核農家といったしっかりとした、いわば担い手の基盤もございます。まち全体を見据えて、農業公社又は農業公社の役割を担う何らかの団体の設立についても県内の他市町のみならず全国の事例も参考にしながら研究してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 土田君。

**○12番（土田正雄君）** 町長に再々質問についての回答をいただきました。いま国のほうもコメの増産のほか、耕作放棄地の拡大を食い止め、農地を次世代につなぐことを掲げております。担い手不足が強く懸念される中、安心安定の生産体制を強化する方向性を示しております。

今後、他市町村の事例を参考にとということでしたが、早期に研究検討していただくことを求めまして、私の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、2番昼田政義君、お願いします。2番昼田君。

**○2番（昼田政義君）** 議席2番昼田でございます。通告に準じて質問をさせていただきます。

防災関連事項について質問します。平成30年の災害から7年が経過します。県内では災害想定した防災訓練が盛んに実施されています。そこで、3項目についてお伺いします。

1つ目、矢掛町では30年災害を教訓にした防災訓練が実施されていますか。役場の連絡体制はできていると思いますが、再度確認の意味を踏まえて各関係機関との連携体制の確認、防災備品の確認、緊急資材等の確認等々いろいろあると思いますが、実施計画は予定ありますか。

2つ目、町役場と町民が一体となった住民参加型避難訓練を実施して欲しいのですが。例えば、地震で土砂崩れが発生して道路が通れなくなって孤立した集落があった場合には、どのような体制で孤立集落を助けるのか。また、電気、水道、通信が止まった時の想定をした避難訓練が必要だと思います。執行部の考えを尋ねます。

3つ目、水道が出なくなった場合、給水車が必要になります。そのため、倉敷から給水車を譲ってもらっています。そこで運行するためには、免許証が必要になります。上下水道課の職員全員が運転できないと思います。緊急時には、町職員全員でカバーしなければなりません。そのためにも、職員を選定した形で免許証の取得のための補助が必要に感じます。執行部の考えをお聞きます。

**○議長（浅野 毅君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（稲田欽也君）** 2番昼田議員の防災関連の御質問について、総務防災課からお答えいたします。

1点目の御質問、矢掛町では、平成30年災害を教訓にした防災訓練が実施されているかについてお答えします。まず、防災訓練の実績を申し上げますと、毎年、岡山県が主催する関係機関と連携した水害

対応と地震対応の図上訓練に年2回参加いたして、関係機関との連携に努めております。そして、町では令和3年度に災害対策本部運営訓練を行っております。令和6年度には、防災ヘリを呼んだ孤立集落対応訓練を行いました。

そうした中で各関係機関との連絡体制の確認も行っております。連絡体制におきましては、固定電話や携帯・スマホが使えなくなった場合は、その時々で使える通信機器を活用していくことになります。その一つとして、防災無線がございます。防災無線は、通常は消防団が消火活動などで普段活用している無線でありまして、避難所になる各小学校などにも配備をしております。このほか衛星通信 Q-ANPI システムなども備えております。

防災備品、資機材の確認につきましては、避難所となる各小学校に防災備蓄倉庫を建てて資機材を保管しておりますが、いざという時に使えなくてはなりません。地域での防災訓練などで資材を活用していただいております。引き続き、地域で資機材の使い方に慣れていただくように周知をさせていただきたいと存じます。

そして、いつ起こるか分からない災害に対しては地域の町内会、自治会単位で具体的に実践的な防災訓練が重要となってくると考えております。防災訓練は身近な範囲で継続することが、有事の際に地域を守ることが有効なものであります。引き続き地域において、訓練をしていただけるように取り組みたいと存じます。

ここで令和6年度実績でございますが、地域において行った訓練を御紹介いたします。令和6年度について矢掛地区4件、美川地区3件、三谷地区1件、山田地区4件、川面地区1件、中川地区2件、小田地区2件、合計17件。いずれにしましても、自主防災会あるいは町内会単位で実施されております。このうち、避難訓練となりますと矢掛・中川で1件ずつ、山田で2件の4件であります。

2点目の孤立集落支援の訓練の御質問についてお答えいたします。先ほども申し上げましたが、矢掛町では令和6年度に美川の羽無地区が孤立したとして防災ヘリを要請する訓練をしております。

美川小学校で飲料水・食料を積み込み、桃源郷はなしの里で積み込んだ物資・衛星電話を降ろし、衛星電話と災害対策本部との通信を行う訓練を行いました。当日は、岡山県、井原地区消防組合とも連携をして訓練を行いました。

このほか、通信網の途絶にも備え、衛星みちびきを活用した衛星通信 Q-ANPI システムを活用し、各避難所と役場でのインターネットを経由した双方向の通信も利用可能といたしております。

そして、この8月26日に海洋センターにおいて7地区の自治会や公民館・防災士の方などが集まり、避難所訓練をいたしました。内容は、避難者の受付、避難所物品の活用、先ほどの Q-ANPI システムを利用した避難者の安否確認、給水車による給水訓練であります。また、集落の孤立時に有効なドローンについては、本年度、井原地区消防組合が導入することになっております。

御指摘いただきました電気・水道・通信の遮断時に特化した訓練も必要であると思います。今後も適切な時期に町職員と町民も参加した訓練を計画し、行っていきたいと考えております。よろしく願います。

3点目、給水車が運転できるように職員を選定した形での免許取得の補助についてお答えします。今回導入いたしました給水車の運転につきましては、免許種別による積載量の問題で運転できない職員が増えてくるのではないかと御指摘であります。

給水車の運転に関しましては、上下水道課職員のみならず町職員や応援職員も含めて全体で運転を行

っていくことと考えております。そして、職員に運転免許種類の調査も行っており、運転者数は職員 95 名を確保いたしております。

今後、状況を見て運転免許取得のための補助は考えていきたいと存じます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 昼田君。

**○2番（昼田政義君）** 御回答ありがとうございます。そこで2点、再質問させていただきます。

1つ目、ドローンの活用訓練についてお聞きします。令和7年度に井原地区消防組合がドローンを導入して本格的な防災活動をされると思いますが、ドローンの活用方法について実践的な活動が重要になってきます。あらゆる状況を想定した訓練が必要になります。

そこで、町と井原地区消防組合が一体となった総合訓練も必要になると思います。今後どのような訓練を実施する予定ですか。お聞きします。

2つ目、衛星通信 Q-ANPI システムの訓練についてお聞きします。8月26日に実施された防災避難所訓練は、ダンボールベッドの組み方、簡易トイレの組み方・使用方法、また、衛星通信 Q-ANPI システムの使用方法、またさらに、町の給水車の水の配布方法等いろいろ教えていただきました。非常に参考になりました。

また今後も一層、一般の町民を対象にした避難訓練が必要だと思えます。今後の計画についてお聞きします。また、衛星通信 Q-ANPI システムを使用するには訓練が必要だと感じました。最低でも2か月、3か月に1回程度訓練しないとすぐに操作できないと感じました。今後の訓練の実施予定がありますか。お聞きします。

**○議長（浅野 毅君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（稲田欽也君）** 昼田議員の再質問にお答えいたします。

ドローンを使用した訓練でございますが、交通が遮断された地域への物資輸送や搜索訓練などが想定されると思えます。消防組合がドローンを導入後、操作訓練を充分に行った後に組合と協議をして具体的な計画を立ててまいりたいと考えております。

また、Q-ANPI の訓練は、分かりやすく工夫を凝らしながら、令和8年度も継続的に行う計画であります。地域で自主的な訓練を計画されました場合も支援したいと存じます。そして、一般町民を対象とした避難訓練につきましても、継続的に計画してまいり所存でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 昼田君。

**○2番（昼田政義君）** はい。御回答ありがとうございます。今後も避難訓練を実施していただき、町民が安心して避難所避難ができるような環境になることをお願いして、私の質問を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、1番土井俊彦君、お願いします。1番土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 議席番号1番土井です。通告に従い、一般質問を始めます。

午前中の同僚議員の質問と重複する内容があるかと思いますが、小田地区の保護者の方々の周知を図るため、あえて同様の質問をさせていただきます。質問事項として、小田地区小学校の児童の矢掛中学校への統合・進学について詳細な現状を執行部に問います。

先の6年度中に12月の議会、7年の3月議会において小田地区児童の矢掛中学校への進学・統合につ

いて一般質問をしましたが、担当課からは「笠岡市教育委員会と協議して情報を共有していく」との回答があったと思いますが、約半年の期間を経過し、その後新たな進展はあったのか。小田地区の保護者や関係者の方々、私を含め、内容・現状を伺いたいのので執行部に見解を問います。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 1番土井議員の御質問についてお答えいたします。

昨年10月に実施いたしました小田地区における中学校の学区に関するアンケートにつきましては、笠岡市教育委員会と情報を共有し、生徒数の減少が続く見通しの中で小北中学校の今後について笠岡市教育委員会との間で検討を行っているところでございます。

令和7年度に入りましての状況を御報告いたします。まず、5月14日には教育委員会同士事務協議を行いました。そして、6月18日の令和7年第3回笠岡市・矢掛町中学校組合教育委員会において、また、7月9日には令和7年第2回笠岡市・矢掛町中学校組合議会臨時会、全員協議会におきまして、小北中学校の今後の方向性について事務局より説明をさせていただきました。その中で、今後の在り方を早急に検討していく必要があるという御意見が多く寄せられました。

今後も笠岡市教育委員会と連携し、本年10月以降に小田地区の保護者の皆様や地域の皆様の御意見を伺う場を設定しながら、今後の具体的な計画について協議の進捗に応じて段階を踏みながら方向性を示しできるように進めてまいりたいと考えております。

その際には、これまで小北中学校が培ってきた歴史や取組にも敬意を払うとともに、小田地区の方々の思いを大切にしながら進めてまいりたいと思いますので、議員におかれましては、地域の皆様から寄せられたお声を教育委員会にもお伝えいただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 先ほどの答弁の中で小北中学校の今後について笠岡市教育委員会との協議・検討を行っているという内容のお答えをいただきました。この答えは、7年3月議会、6年12月議会と同様の答えであります。

もちろん公開できるところ、できないところはあると思いますが、何らかの進展はあるのではないのでしょうか。笠岡市教育委員会と矢掛町教育委員会の中で、情報は共有されていると思いますが、小田地区の保護者の方々や地域の方にとっては、小北中学校の解散は大変重要な案件であり、特に保護者の方々にとっては、現状どうなっているかは知っておきたいという気持ちが強いと私自身は感じます。

そして、私も小北中学校の卒業生であり、山部教育長も小北中学校の卒業生であります。とりわけ山部教育長は、この問題にとっては特別な思いがあると思います。

地元の子どもの進路が気になるのは当然のことで、この小北中学校の組合の解散の案件は、随分前から協議されてきた長い歴史があり、そう簡単に解決できる案件ではない。しかし、先を見据えている時、今ここで小北中学校の解散を解決に導くことは、これからの矢掛町のまちづくりを行う上で重要になることは間違いないことであると思います。

小田地区の児童が矢掛中学校に進学し、初めて矢掛町の児童と同じ教育を受け、町長が提案された中高合同部活で多くのスポーツ・文化部等の選択ができ、幅が広がる。そんな中で、多くの仲間と充実した中学校生活を送ってほしい。そういう気持ちで再質問として、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 土井議員の再質問にお答えさせていただきます。先ほどの山部教育長の答弁にもありましたように、小北中学校の今後につきましては、笠岡市教育委員会との間で検討を行っているところでございます。

今年1月28日の山陽新聞に笠岡市学校規模適正化に向けた記事が掲載され、その中で笠岡市の北川小学校は、令和12年度頃には新山小学校へ統合となる計画が、また、笠岡市内の中学校については、市内全域を対象に統合を進めていく計画であること。そして小北中学校については、組合立のため矢掛町と別途協議と記されておりました。小北中学校の今後につきましては、小田地区の保護者の方、地域の皆様、そして何よりも子どもたちにとって重大な事案であることは言うまでもありません。

笠岡市教育委員会との協議を通じて、できるだけ早い段階で方向性をお示しできるように努めてまいります。

直近の小学校卒業生14名の進路状況を見てみますと、小北中学校が7名、矢掛中学校が4名、そのほか3名ということでありました。

今年から開始しました中高合同部活動により、部活動の種類が増え、小田地区の矢掛中学校への進学を希望する生徒が進学しやすい状況になった影響もあろうかと思えます。これは、小北中学校には無い部活動が矢掛中学校にはあって、その部活動をしたという理由であれば矢掛中学校への入学が認められるという制度によるものであります。

先ほど答弁に立たれた山部教育長、そして御質問いただいております土井議員も小田小学校、小北中学校の卒業生であります。全国的な著しい少子化の影響の下、時代の流れとはいえ大変複雑な心境の中で御質問、そしてまた御答弁であろうかと思えます。

昨年、小田地区の皆様を対象としたアンケート調査において、実際に小北中学校に中学された方のみを対象にした質問がありました。

10代から上は80代最大以上のお答えをいただいた方351名のうち287名、約82パーセントの方が小北中学校に通学してよかったと明確に答えられています。その他どちらとも言えないなどの回答の選択肢もある中で、この数字は極めて高い数字だと感じました。

小田地区の方々、小北中学校への思い、行われてきた教育そのものに深い敬意を抱きながら、協議を丁寧に進めていかなければならないと思っております。

先ほど教育長から答弁いただきましたように、今年度中に保護者の方々や小田地区の皆様との御意見を伺う場を設定し、教育委員会が出向いて説明を行い、御意見をいただく計画であります。

矢掛町といたしましては、こうした場を通じてお寄せいただいた声をしっかりと受け止め、笠岡市教育委員会との協議の中で十分反映してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 町長からの答弁いただきました。町長の小田地区の保護者の方々や地域の方々に対するお考えを聞くことができました。この案件は前段でもお話したとおり、随分前から議論されてきました。町長におかれましては、これからの矢掛町の教育の在り方、小田地区の民意を笠岡市長に届けていただき、速やかに解決できるように引き続き御尽力をお願いします。

そして私は、小田地区選出の議員として小北中学校の問題を解決に導くことを私の責務だと思っております。継続して小北中学校の件は質問させていただきます。これからもよろしく願いいたします。

以上をもちまして質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。一般質問の説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、14時10分まで休憩いたします。休憩。

午後 1時55分 休憩

午後 2時 7分 再開

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

それでは、4番岸野榮治君をお願いします。4番岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** 議席4番岸野榮治です。通告により質問をさせていただきます。

農業対策基金の現状についてをお尋ねいたします。山岡町長就任直後に、農業振興対策基金が創設されました。制度創設により、農業振興の期待は高まり、大きな成果があったと思います。

そこで各年度の事業別実績の概要について、2つ目として事業実施の効果分析でどんな成果といえますか、何ができたか。執行部に求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 4番岸野議員の農業振興対策基金の現状についての御質問に産業観光課からお答えします。

農業振興対策基金については、本町の基幹産業である農業の振興を図るため令和4年度に基金を設置し、令和5年度より本町の独自事業を実施してまいりました。

過去2年間の補助件数・補助金額の実績でございますが、県事業の上乗せ補助であります有害鳥獣防護柵設置事業は、令和5年度が1件30万1,000円、令和6年度が2件42万1,000円、町独自事業の有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業は、令和5年度が3件25万4,000円、令和6年度が6件59万6,000円、農地流動化助成金事業が令和5年度が95件1,404万7,000円、令和6年度が119件1,063万円、農業共済収入保険助成事業が令和5年度が22件89万9,000円、令和6年度が28件90万6,000円を交付しており、農村活性化推進事業は補助実績はございませんでした。

本事業における検証といたしまして、イノシシ等の有害鳥獣の侵入を防ぐ柵の設置については2か年で約17ヘクタールの農地に防止柵が設置され、農作物の被害防止や生産意欲の向上に寄与したものと考えております。

また、農地中間管理事業等により、3年以上の使用貸借権等を設定した農地の耕作者へ助成金を交付する農地流動化助成事業においては、2か年で2,467万7,000円を交付し、経営規模の拡大及び中核的担い手の育成が図られたものと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** 先ほど答弁がありました。町独自の事業として有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業あるいは農地中間管理機構を利用した農地流動化助成金、この事業においては、担い手の育成確保、こういったことに大きな成果と支援があったと思います。それも続いておりますので、これからも期待できるというふうに考えられます。

そうした中、農済——農業の収入に関するものですが、農済の収入保険等にも助成をしていただい

ております。こういったことは農業収入の平均といたしますか、年間の予定が立つということで非常に大きな成果だというふうに思います。

そこでですね、次の質問ですが、農業振興対策基金、今までそういった実績があった中、今後の展望について、1 つ目として、新技術及び新技術導入に対する支援について。国のほうではコメ作りに増産体制の方向が示されておりますが、天候に左右されやすい、土地改良等が必要、あるいは新品種・新技術の導入にはリスクもあり、また経費が必要になってきます。導入には試験ほ場等の設置、あるいはそれに係る機械等も十分支援が必要ではないかということで、支援は可能かどうか。

そして2 つ目、矢掛町においては6 次産業も推進されていますが、町の6 次産業化は1 次産業とはなかなか進んでいないのが現状ではないかというふうに思います。これらも支援を検討してみてもはどうでしょうかという考えです。

3 つ目として、農業の生産資材の高騰、この対策については。農業においては、資本投資の大きい産業であるために、物価高騰により、飼料等の資材は、経営を悪化させる大きな要因となります。今後のそういった支援の考え方について。

そして4 番目、農業振興対策基金の事業の展開ですが、農業者・農家の意見ですが、これはどこで聞いてもらえるか。そしてこういった会合は、いつ行われるか。そういったことについて執行部に意見を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 4 番岸野議員の農業振興対策基金の今後の展開についての御質問に、産業観光課からお答えいたします。

1 点目の新品種及び新技術導入に対する支援についてですが、矢掛町の独自の支援はございませんが、国において、機械導入が容易になる現場環境を整え、自動収穫ロボット等を導入するなどの生産性の高い農業を実現するスマート農業技術活用促進法による補助事業にロボット農機や農業用ドローンなどの整備支援があり、県においても同様の事業がございます。

新技術導入等に関する支援については、国・県における事業を活用することとし、お問合せ等をいただいた場合には、井笠農業普及指導センターと連携を図り、支援につなげてまいりたいと思います。

2 点目の6 次産業化については、本町において令和5 年度より町内で生産された農産物を活用し、新商品の開発を行う方に補助金を交付する商品開発等支援事業を実施しており、令和5 年度に11 件172 万3,000 円、令和6 年度に2 件23 万5,000 円を交付し、6 次産業化の支援を実施しているところです。

また、国においても地域資源活用価値創出推進事業として、農林水産物を利用した新商品開発や6 次産業化の取組を支援する事業があり、問合せに応じ、国の事業も紹介をさせていただいております。

3 点目の農業生産資材の物価高騰対策についてですが、過去の実績として令和3 年度に米価下落及び生産資材の価格高騰に対する稲作経営継続支援対策事業として1,040 万5,000 円、令和4 年度に生産資材・肥料・飼料などの価格高騰に対する農業資材等物価高騰対策事業として1,197 万円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に対象農家に交付しております。

今後も国の動向に注視し、財源確保の上、支援を検討していきたいと考えています。

4 点目の意見・要望についてですが、本年3 月末に地域計画を策定しましたが、策定にあたり、地区ごとに協議の場を設け、農業委員をはじめ中心的な農業の担い手の方などに御出席いただき、地域農業の将来の在り方を検討していただく中で耕作放棄地、鳥獣害対策などさまざまな御意見がありました。

策定した地域計画の進捗状況の確認や事業検証のため、毎年の協議の場の開催を予定しており、地域計画における協議の場で農業振興に係る御意見をいただきたいと思ひます。

以上です。よろしくお願ひします。

**○議長（浅野 毅君）** 岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** 国のほうではですね、新技術導入により、コメの需要に応じた増産等を目指しております。そういった新技術の導入ということで考えられますような乾田あるいは淡水直播き、そして高温に強い、収量が多い、新品種の導入等こういったことは必要不可欠だというふうにお思ひます。

そういった中、矢掛町の農業振興対策基金、これは地域計画の策定によりですね、取り進める内容であるとは思ひますが、振興基金について町長のお考えをお聞かせいただければと思ひます。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 岸野議員からの農業振興対策基金の今後の展開ということで、お答えをさせていただきます。

令和5年度に創設された農業振興対策基金であります。これまで担い手確保や農地の荒廃防止のための農地流動化助成、そして農作物被害対策のための鳥獣侵入防止策の設置補助、経営安定化のための農業共済収入保険の補助、これらのいわば3本柱でスタートし、矢掛町の農業の振興を推進してまいりました。

さらに今年度からは、町の特産物であります干し柿、小菊の生産補助を加えました。また、農業振興対策基金からではありませんが、大阪万博に出店し、町内外で話題となっておりますイタリア野菜の生産にも補助を行い、供給量の拡大を図っているところであります。

今後の展開につきましては、基本的にはこれまでの取組を礎として、国県の動向を注視しながら検討していくということになりますが、今後の検討事項として4点挙げられると思ひております。

1つは、稲作についてであります。昨年からの全国的なコメ不足に見舞われる中で、政府は増産の方針を打ち出しました。日本人の主食であり、また、町内の農業従事者の中で最も生産者の多いコメについて生産者の皆さんの意見を伺いながら効果的な施策を研究してまいりたいと思ひております。

2つ目は、農業の機械化についてであります。農業に従事される方々の高齢化や従事される方々が減少する一方で、いわゆるパート農業を始めとする技術の進歩は目覚ましく、これらの活用によって効率化を図り、生産性を高めていくことが、この先々においても求められることだと思ひております。

3つ目は、農産物の商品化についてであります。現在、町のほうでは新商品開発補助、既存の商品の改良、ブラッシュアップと申しますが補助制度を設けておりますが、農業分野への浸透が今ひとつと感じております。農産物も商品化され、そして町を訪れる人が購入すれば土産物にもなり、農業、商工業から観光へと循環していくものと考えております。

4つ目は、農業の経営安定化農業共済収入保険料補助の延長や加入の促進であります。自然災害や価格低下などの影響に備えるためにも、保険は欠かせません。こちらにも検討を重ねてまいります。

そしてこれらは、農業振興対策基金とは別になりますが、土地改良などの生産基盤の整備に注力してまいります。また、防災対策として、不要となったため池廃止を継続的に行っていくことも集落を守り、農業の環境整備を行う上で欠かせない施策であります。

岸野議員におかれましても、これまで培われてきた知見を踏まえて農政について御助言をいただければと思ひております。

今後も農業振興対策基金を活用し、矢掛町の基幹産業である農業の持続的な発展と振興を図り、町全体の活性化につなげてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** ただいま町長のお考えを聞きました。我々農業者としてですね、農業に対する思いも新たに、地域計画策定によりですね、これらを計画のとおり進めるべく、農地を守り、そして生産性を上げる。そういったことが必ず必要であるというふうに強く感じたところです。これからもよろしく振興基金活用のほうをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、7番小塚郁夫君をお願いします。7番小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 議席7番小塚郁夫です。通告に従い、1点目は、国民健康保険被保険者証から資格確認書の手続きについて、2点目は、防災重点ため池についてお伺いします。

平成28年1月からマイナンバーカードの交付が市区町村の窓口で開始されてから10年が経ち、矢掛町では、令和6年末時点で91.1パーセントの人がマイナンバーカードを取得されています。

国民健康保険被保険者証が令和7年8月1日から、健康保険被保険者証は令和7年12月2日から資格確認書又はマイナ保険証に変わります。令和6年12月2日から国民健康保険被保険者証の新規発行がなくなり、資格確認書に変更されました。

マイナンバーカードを取得していない人やマイナンバーカードの利用登録をしても受診が困難な高齢者、特に一人暮らしの人や障害者の人には配送した書類だけでは理解しにくいと思います。

どのように連絡されたのか、どのように説明されたのか。担当課の考えをお伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（小川公一君）** 7番小塚議員の国民健康保険被保険者証から資格確認書の手続きについての御質問に健康推進課からお答えいたします。

国民健康保険の加入者の方は、令和7年7月31日で保険証の有効期間が終了し、8月1日からは、いわゆるマイナ保険証又は資格確認書で医療機関を受診することとなりました。

マイナンバーカードをお持ちでない人やカードと保険証の連携が済んでいない方には、7月16日に資格確認書とともに町からのお知らせ及びマイナ保険証に関する国の案内チラシをお届けしております。また、すでにマイナンバーカードと保険証の連携をされている方には、町から資格情報のお知らせとともに国の案内チラシをお届けしております。

このように全ての加入者に対して通知を行ったほか、広報やかげ7月号でも制度変更について周知を図っておりますので、御指摘がございました一人暮らしの高齢者や障がいのある方への特別な通知などは行っておりません。

なお、7月下旬から8月初旬に掛けては、この制度に関する不安や御不明点をお持ちの方からは、健康推進課に多くのお問い合わせをいただいております。そうした方には安心して医療機関を受診いただけるよう窓口や電話にて個別に丁寧な説明を行い、不安や御不明点の解消に努めさせていただきました。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 御答弁ありがとうございます。高齢者の一人暮らしや障害者の人には、やはり行政のほうから直接事前に会って説明いただける制度、これを要望して、次の質問に入ります。

本町では、矢掛町振興計画との整合・調和を図りながら、強じん化に関する個別計画の指針として地域特性に即した取組を総合的かつ計画的に推進するため、矢掛町国土強靱化計画アクションプランを令和3年度に策定されています。

計画年次が矢掛町振興計画との整合を図るためとされており、令和7年度末までに計画と定められています。

この計画の中で、最終年度として本町が特に積極的に取り組んでいる防災重点ため池についてお伺いします。1点目は、現在の計画における防災重点ため池の事業進捗状況、2点目は、進捗状況における担当課の考え、また対応を分かりやすく答弁をお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 7番小塚議員の防災重点ため池についての御質問に建設課よりお答えをさせていただきます。

まず、矢掛町国土強靱化計画アクションプランにおけます事業進捗状況でございますが、町内には現在124か所のため池が防災重点ため池として指定されております。アクションプランにおきましては、防災減災対策として、老朽化したため池の廃止やハザードマップの作成などを掲げ、令和7年度末を目標年次として事業を進めております。

老朽化ため池の廃止につきましては、目標10か所に対し、13か所の廃止を完了しております。また、現在4か所の池で廃止工事を実施中でございます。これに加えまして、7か所のため池について廃止の要望をいただいております。来年度以降順次、事業化の予定でございます。

次に、ハザードマップの作成状況でございますが、70か所の目標に対して、昨年度までに119か所で完了しております。今年度末には町内全ての防災重点ため池について完了する見込みでございます。

また、県営事業で進めております宇角池については事業完了しており、大井下池の全面改修につきましては令和9年度完成を目指し、事業進捗中でございます。

2点目の事業進捗状況における担当課の考え及び今後の対応についてでございますが、令和3年度より、岡山県が主体となって防災重点ため池の劣化状況評価及び豪雨耐性評価を順次実施しております。現在86か所の評価が完了しており、その結果を踏まえ、問題のあるため池については管理者に対し、今後の対応について個々のため池の状況に即した対応を御提案させていただいております。具体的には、補修工事の対応案内や貯水量を低水位に保つ管理方法の導入などがございます。

また、老朽化が著しいため池については、地元要望により優先的に改修工事を進めてまいります。現在は矢掛地区の下池についてボーリング調査などの事前調査や実施に向けた関係者への説明会を実施し、地元関係者、岡山県、矢掛町で令和9年度の事業採択を目指し、進めてまいります。

併せて、今年度末には町内全域のため池ハザードマップを作成予定であり、避難経路や安全確保の方法を地域住民の皆様にお知らせしてまいります。住民の皆様におかれましては、ハザードマップの内容を今一度御確認いただき、防災意識を高めていただければ幸いです。

今後も、関係機関との連携を図りながら、町民の安全・安心を最優先に、ため池に対する防災体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 答弁ありがとうございました。農業者の方が今年、雨が少なく猛暑になり、

水源となる河川やため池の水位低下で農業用水の確保が困難な地区もあると聞きましたが、8月9日から11日にかけてまとまった降雨でダム、ため池の水位も平年並みに回復しましたが、町として国が進めている農業用水、渇水高温対策の支援措置があれば、再度お伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 7番小塚議員の再質問に建設課より回答させていただきます。

今年の少雨及び猛暑の影響により、御質問のとおり、本町におきましても一部の地区では農業用水の供給が困難となる事例が発生をしております。現時点で町独自の支援策は、設けておりません。

一方、国においては、長期にわたる高温・少雨の影響を受け、農林水産省が7月30日に渇水・高温対策本部を設置し、現場での対策としてポンプの調達・運転、番水・輪番給水などの対応への支援を開始したところです。これを受けまして、岡山県からも8月1日以降の渇水対策への支援に関する通知があり、現在、具体的な採択申請手続き等の要件の通知を待っている状況であります。

町としましても、今後、国・県の支援制度の詳細が示され次第、必要に応じて農家や関係団体への情報提供を行い、適切な対応が図れるよう連携してまいります。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** ありがとうございます。

今後ますます農業用水の渇水高温対策が重要になると考えられます。町の支援措置を今後考えていただきますよう要望して、私の質問を終わります。

~~~~~

○議長（浅野 毅君） 以上で、通告のありました議員の方々からの一般質問は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日4日の木曜日、午前9時30分から再開したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は、明日4日の木曜日、午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会いたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午後 2時38分 散会